

第 10 回

熊本県議会

文教治安常任委員会会議記録

平成25年3月15日

開 会 中

場所 第 2 委 員 会 室

第 10 回 熊本県議会 文教治安常任委員会会議記録

平成25年3月15日(金曜日)

午前10時0分開議
午後0時0分休憩
午後0時58分開議
午後1時45分閉会

本日の会議に付した事件

議案第33号 平成25年度熊本県一般会計予算

議案第37号 平成25年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算

議案第41号 平成25年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算

議案第79号 熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第80号 熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第81号 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第82号 熊本県暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について

議案第83号 熊本県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の制定について

議案第84号 財産の減額貸付けについて
閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員(8人)

委員長 溝口幸治
副委員長 山口ゆたか

委員 山本秀久
委員 小杉直
委員 大西一史
委員 城下広作
委員 橋口海平
委員 甲斐正法

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 田崎龍一
教育理事 松葉成正
教育総務局長 松永正男
教育指導局長 瀬口春一
教育政策課長 田中信行
学校人事課長 柳田誠喜
社会教育課長 石川仙太郎
文化課長 小田信也
首席審議員兼施設課長 後藤泰之
高校教育課長 上川幸俊
政策監兼
高校整備推進室長 山本國雄
義務教育課長 緒方明治
特別支援教育課長 高橋次郎
人権同和教育課長 池田一也
体育保健課長 城長眞治

警察本部

本部長 西郷正実
警務部長 黒岩操
生活安全部長 岡正憲
刑事部長 堀江伸
交通部長 浦田潔
警備部長 高橋功作
首席監察官 木庭強
参事官兼警務課長 吹原直也

参事官兼会計課長 赤 星 裕
理事官兼総務課長 甲 斐 利 美
参事官兼

生活安全企画課長 浦 次 省 三
参事官兼刑事企画課長 牧 野 一 矢
参事官兼交通企画課長 飯 田 繁
理事官兼交通規制課長 奥 田 隆 久
参事官兼警備第一課長 佐 藤 正 泉

事務局職員出席者

議事課課長補佐 徳 永 一 博
政務調査課主幹 桑 原 博 史

午前10時0分開議

○溝口幸治委員長 おはようございます。ただいまから、第10回文教治安常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に4名の傍聴の申し出がっておりますので、これを認めることといたします。

それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、教育委員会、警察本部の順に説明を求め、質疑については、それぞれの説明の後に受けたいと思います。

なお、執行部の皆さんは、説明等を行われる際は着席のままで行ってください。説明は、簡潔に、書いてあることを読むんじゃなくて、変わった点とか大事なところをきちっと説明をしてください。

それでは、田崎教育長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

○田崎教育長 おはようございます。議案の説明に先立ちまして、一言お礼を申し上げます。

溝口委員長を初め、委員の皆様方におかれましては、この1年間、教育行政全般にわたりまして熱心に御指導、御支援をいただきま

して、まことにありがとうございました。心より感謝申し上げます。

それでは、今回提案申し上げております教育委員会関係の議案の概要につきまして御説明をさせていただきます。

まず、平成25年度当初予算につきまして、第33号議案平成25年度熊本県一般会計予算、第37号議案平成25年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算、第41号議案平成25年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算におきまして、総額1,548億312万円余をお願いしております。

主な取り組みといたしまして、近代文学館を熊本歴史・文学館へ拡充するための基本計画の策定等事業費といたしまして1,300万円余、スクールソーシャルワーカーの配置の拡充など、いじめ・不登校対策関係事業費として1億6,100万円余、重度・重複障害児童生徒の障害に応じた学習環境を確保するため、平成26年度の開校を目指します熊本地区新設支援学校(仮称)関係事業費としまして9億1,000万円余など、また、家庭の教育力の向上を図るため、くまもと家庭教育支援条例の普及啓発のための予算を計上いたしております。

次に、債務負担行為の設定でございます。

平成26年度開校を目指して進めます熊本地区新設支援学校(仮称)整備事業に係る平成26年度執行予定分を計上いたしております。

続きまして、条例等議案につきましては、第79号議案熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第84号財産の減額貸し付けについて提案をいたしております。

以上が今議会に提案申し上げます議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明をさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○田中教育政策課長 教育政策課でございます。

まず、教育委員会所管の平成25年度当初予算の総括説明を申し上げます。

お手元の説明資料、教育委員会の1ページ、当初予算総括表をお願いいたします。

一般会計でございます。予算を計上した事業は、各課に係る事業でございます。一般会計合計1,530億7,923万7,000円でございます。これに高等学校実習資金特別会計、それと育英資金等貸与特別会計を含めまして、教育委員会合計で、一番最下段でございます1,548億312万3,000円を計上しております。

以後は、関係課から資料に基づき説明いたします。

まず、教育政策課から御説明いたします。

資料の2ページをお願いいたします。

上段の教育委員会費、これは1,097万9,000円を計上しておりますが、右側説明欄記載のとおり、教育委員5名の報酬及び教育委員会の運営費でございます。

下段の事務局費でございます。2億3,191万1,000円を計上いたしております。

主なものとして、右側説明欄1の(1)熊本県教育情報化推進事業、これは学校における情報技術を活用した教育の推進に要する経費でございます。また、25年度の新規取り組みといたしまして、未来の学校創造プロジェクトといたしまして、タブレットパソコンやデジタル教科書等、ICTを活用した指導や学習方法の検討に要する経費を計上しております。

次の(2)に教育振興基本計画策定事業と書いております。これは、平成26年度から平成30年度までの次期教育振興基本計画の策定に要する経費を今年度計上してございます。

次は、3ページをお願いいたします。

上段の教職員人事費でございます。2億5,563万4,000円を計上しております。

右説明欄1にあります教職員住宅の公立学

校共済組合への建設費の償還金や廃止住宅の処分に要する経費、あわせて3に記載の教職員の福利厚生事業に要する経費でございます。

下段の教育センター費でございます。8,205万1,000円をお願いしております。

これは、教育センターにおける管理運営や教職員の研修に要する経費でございます。

次、4ページをお願いいたします。

最後に、恩給及び退職年金費でございますが、2億4,835万9,000円をお願いしております。

以上、教育政策課では、総額8億2,893万4,000円を計上しております。御審議のほどよろしく申し上げます。

○柳田学校人事課長 学校人事課でございます。

説明資料の5ページをお願いします。

まず、事業の説明に入ります前に、資料の中で共通しております項目について御説明申し上げます。

資料の右側の説明欄に職員給与費を記載してあるものがございますが、職員の給与について所要の見込み額を計上いたしております。職員給与費の算定方法につきましては、現在の職員に係る給与費から定年等の退職者分を除きまして、新たに4月から新規採用されます教職員の見込み額を計上しております。学校人事課のほかに、社会教育課、文化課、施設課、体育保健課で職員給与費が計上してありますけれども、詳細な説明は割愛させていただきます。

それでは、学校人事課の当初予算について説明いたします。

上段の事務局費でございます。15億7,745万5,000円をお願いしております。教育委員会事務局職員の給与費及び退職手当を計上いたしております。

下段の教職員人事費でございますが、113

億3,899万5,000円をお願いしております。

主なものとしまして、1の教職員の退職手当、それから2の児童手当でございます。

なお、本年度と比較しまして、約13億の大幅な減というふうになっておりますが、これは退職手当条例の改正に伴う支給減、それから退職者の減によるものでございます。

6ページをお願いします。

中段の教職員費は、小学校分で600億397万1,000円、下段の教職員費は、中学校分として337億8,315万3,000円をお願いしております。

いずれも、小学校、中学校の教職員の給与及び旅費でございます。小学校で1億3,000万ほど減額になっておりますのは、小中学校の再編統合が進んだ関係で教職員が減になるものでございます。逆に中学校につきましては、熊本市を中心に新1年生の生徒がふえます関係で教職員がふえる関係で増額になっております。

7ページをお願いします。

高等学校総務費でございます。255億7,563万6,000円をお願いいたしております。

これは、高等学校の教職員の給与費でございます。こちらは、再編統合の関係で八代南、氷川高校等がクラス減、学年減になることによって職員数が減ることによる減額でございます。

次の全日制高等学校管理費、定時制高等学校管理費、通信教育費でございますが、いずれも高等学校の運営費、それから教職員の旅費を計上いたしております。全日制15億6,670万5,000円、定時制2,750万5,000円、通信632万2,000円をお願いいたしております。

8ページをお願いします。

特別支援学校費でございますが、88億7,672万8,000円をお願いいたしております。

特別支援学校の教職員の給与費、学校運営費、それから就学奨励費を計上いたしております。こちらも特別支援学校の高等部の学級

数がふえます関係で教職員が30名ほどふえます。その関係で増額になっております。

以上、学校人事課総額1,427億5,647万円を計上いたしております。御審議のほどよろしく申し上げます。

○石川社会教育課長 社会教育課でございます。

説明資料の9ページをお願いいたします。

まず、社会教育総務費でございますが、6億6,490万5,000円をお願いしております。

主なものについて御説明いたします。

右の説明欄2の地域・家庭教育力活性化推進事業費の「親の学び」推進事業については、家庭の教育力向上を図るための学習プログラムの提供やくまもと家庭教育支援条例の普及等に要する経費でございます。

また、(6)地域の寺子屋推進事業については、開かれた学校づくりを推進し、地域の力を活用する仕組みを県内に広めるために、その立ち上げ支援やボランティア活用の推進に要する経費でございます。

10ページをお願いいたします。

4の社会教育諸費ですが、4つの県立青少年教育施設の指定管理者への委託に要する経費などでございます。

続いて、11ページをお願いいたします。

図書館費としまして、3億7,691万1,000円をお願いしております。

主なものについて御説明いたします。

右の説明欄3、事業費の(3)熊本歴史・文学館推進事業については、熊本近代文学館から熊本歴史・文学館への拡充に向けた基本計画、設計の策定や熊本の歴史、文化を発信する展示会の実施等に要する経費でございます。

以上、総額で10億4,181万6,000円を計上しております。

続きまして、資料の35ページをお願いいたします。

第84号議案財団法人熊本県青年会館に対する財産の減額貸し付けについて御説明いたします。

詳しくは36ページをお願いいたします。

現在、財団法人熊本県青年会館に対し、建物の用地として県有地を貸し付けております。その際、当該財団法人が青年団体の活動促進や指導者養成等行っているという公益性を有することに鑑み、貸付料の65%を減額しております。これまで、3年おきに契約を更新しております。これまで、3年おきに契約を更新しております。現行の契約期間が本年3月31日に満了を迎えるため、契約の更新を行うものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○小田文化課長 文化課でございます。

資料の12ページをお願いします。

文化費7億164万1,000円をお願いしております。

主なものは、まず、説明欄2の文化振興費のうち、(3)美術館分館管理運営費、これは指定管理者に委託する県立美術館分館の委託料でございます。

次に、3の文化財調査費のうち、(2)の埋蔵文化財発掘調査は、国などの公共事業に伴い、県が受託した埋蔵文化財発掘調査に要する経費であります。

13ページをお願いいたします。

説明欄4の文化財保存管理費のうち、主なものは、(4)の県立装飾古墳館の管理運営などに要する経費と、(5)の鞠智城関係経費は、鞠智城跡の管理運営費、公園整備費や国の特別史跡指定に向けた取り組みに要する経費でございます。

次に、14ページですが、美術館費3億2,938万4,000円をお願いしております。

主なものは、説明欄2の県立美術館の管理運営に要する経費並びに5の細川コレクション永青文庫推進事業費で、展覧会の開催や永

青文庫所蔵の美術品や古文書などの調査研究、修復に要する経費でございます。

次に、15ページですが、教育施設災害復旧費7,572万8,000円をお願いしております。

これは、説明欄にありますとおり、熊本広域大水害で被災した鞠智城跡の災害復旧に要する経費でございます。

文化課分は、総額11億675万3,000円でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○後藤施設課長 施設課でございます。

説明資料の16ページをお願いいたします。歳出予算について御説明いたします。

資料3段目の全日制高等学校管理費でございますが、2億78万8,000円をお願いしております。

右側説明欄をごらんください。

1の県立学校施設維持費につきましては、県立高等学校の維持管理に要する経費でございます。

最下段の学校建設費でございますが、24億3,751万4,000円をお願いしております。

右側説明欄をごらんください。

主な内容を申し上げますと、1の県立高等学校施設整備費につきましては、(2)の校舎新・増改築事業(単県)の8億6,635万3,000円につきましては、県立学校の老朽・危険施設改築に要する経費で、水俣工業高校特別教室棟改築事業、球磨工業高校管理棟改築事業、翔陽高校実習棟改築事業及び高森高校教室棟改築事業に要する基本設計、実施設計、工事請負費などでございます。また、新規の第一高校校舎改築事業につきましては、事業実施に向けた検討を行うための環境配慮調査に係る経費でございます。

(4)の県立高等学校施設整備事業の15億2,555万4,000円につきましては、県立高等学校の老朽・危険施設改修に要する経費でござい

ます。

次に、17ページをお願いいたします。

特別支援学校費でございますが、12億1,585万1,000円をお願いしております。

右側説明欄をごらんください。

主な内容を申し上げますと、1の施設整備費につきましては、(2)の特別支援学校施設整備事業の11億9,441万9,000円は、特別支援学校の新設、老朽・危険施設改修に要する経費でございます。熊本地区新設支援学校(仮称)整備事業等に要する工事請負費などがございます。

以上、38億5,819万8,000円を計上しております。

続きまして、31ページをお願いいたします。

債務負担行為設定について御説明いたします。

県立特別支援学校施設整備事業につきまして、平成26年度開校を目指して進めます熊本地区新設支援学校(仮称)施設整備事業に係る平成26年度執行予算分を計上しております。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○上川高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の18ページをお願いいたします。

上段の事務局費は、2,629万4,000円をお願いしております。高等学校再編整備の推進等に要する経費でございます。

下段の教育指導費は、3億8,551万9,000円をお願いしております。

右側説明欄をごらんください。主なものについて御説明をいたします。

1の(1)の通学支援事業は、高等学校再編統合に伴う通学支援に要する経費で、具体的には、矢部高校、上天草高校のほか、新たに天草高校天草西校募集停止に伴う通学支援を行うものでございます。

続きまして、(4)をごらんください。

(4)の高校生キャリアサポート事業は、高校生に対する就職支援等に要する経費で、キャリアサポーターを就職状況の厳しい学校へ配置するものでございます。

(5)の熊本県州立モンタナ大学高校生派遣事業は、新規事業で、英語コミュニケーション能力と広い視野を備えたグローバル人材の育成に資するため、高校生の州立モンタナ大学での英語研修の受講等に要する経費でございます。

説明資料の19ページをお願いいたします。

4の(1)のスクールソーシャルワーカー配置事業は、県立高等学校へのスクールソーシャルワーカー配置に要する経費でございます。平成24年度に、モデル校として湧心館高校に配置しておりますが、25年度は、県北、県南を加え、3校に配置したいと考えております。

説明資料の20ページをお願いいたします。

教育振興費は、1億2,656万5,000円をお願いしております。

右側説明欄に記載しておりますが、理科教育設備や、2から4の定時制及び通信制課程の生徒に対する修学奨励資金等及び5の産業教育設備の整備に要する経費でございます。

説明資料の21ページをお願いいたします。

上段の学校建設費は、8億9,689万円をお願いしております。

右側説明欄のとおり、県立高等学校再編統合に伴う新設水俣高校の施設整備に要する経費でございます。

下段の県立高等学校実習資金特別会計繰出金は、7,055万円をお願いしております。

これは、一般会計から県立高等学校実習資金特別会計へ繰り出すもので、右側説明欄の括弧書きにありますように、水産高校における実習船「熊本丸」のドック経費等に充当するものでございます。

以上、一般会計は、15億5,096万3,000円を

お願いしております。

続きまして、説明資料の22ページをお願いいたします。

特別会計が2つございます。熊本県立高等学校実習資金特別会計でございます。

上段の農業高等学校費は、1億8,008万2,000円をお願いしております。

これは、右側説明欄のとおり、農業関係高等学校12校の実習運営に要する経費等でございます。

次の水産高等学校費は、1億240万円をお願いしております。

これは、右側説明欄のとおり、水産高等学校における実習船及び実習運営に要する経費でございます。

続きまして、説明資料の23ページをお願いいたします。

育英資金等貸付金は、14億4,140万4,000円をお願いしております。

その主なものは、1の貸付金で、高校生に対する奨学金の貸与に要する経費等でございます。

以上、一般会計及び特別会計の総額は、32億7,484万9,000円でございます。

続きまして、説明資料の32ページをお願いいたします。

議案第79号熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

まず、改正の必要性でございますが、1、制定改廃の必要性にありますように、県立高等学校の再編整備により、平成25年度から県立天草高等学校天草西校の生徒の募集が停止されることに伴い、通学に要する費用が増加することにより修学が困難になる者に対し、当該通学に必要な資金を貸与するため、関係規定を整備する必要があるためでございます。

次に、改正の主な内容でございますが、1点目は、通学支援奨学金の貸与の対象となる

再編整備の内容として、現行の条例では近隣の高校が廃止されることのみを規定しておりましたが、今回、当該高校の生徒の募集が停止されることを新たに加えるものでございます。

2点目は、通学支援奨学金の貸与の対象として、現行の条例では交通機関を利用して通学する場合のみを規定しておりましたが、今回、自宅からの通学は特に困難である者が寄宿舎等を利用する場合を新たに加えるものでございます。

高校教育課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○緒方義務教育課長 義務教育課でございます。

説明資料24ページをお願いいたします。

教育指導費2億7,418万6,000円をお願いしております。

主なものについて、右側説明欄により御説明させていただきます。

まず、2の学校教育指導費(2)の学力向上対策事業は、教員の指導力向上のための研修や評価問題の開発、学力調査の実施等に要する経費でございます。

(4)の道徳教育総合支援事業は、本県独自の道徳教育用郷土資料「熊本の心」の活用を推進するため、推進指定校における研究及び推進教師研修会等を実施するための費用でございます。

(6)のくまもと中学生英語力アップ支援事業は、英語読み物資料等を作成するための費用でございます。なお、読み物の題材としては、道徳教育用郷土資料「熊本の心」を活用したいと考えております。

(8)のいじめ問題等緊急支援事業は、新規事業でございますが、学校や市町村教育委員会だけでは解決が困難な深刻な事案に対応するため、外部の専門家等から成る支援チームを派遣するための経費でございます。

続きまして、25ページをお願いします。

3の教員研修費でございますが、(1)から(4)のいずれも教員の指導力や専門性の向上を図るための研修に要する費用でございます。

最後に、4の児童生徒の健全育成費でございますが、(2)のいじめ・不登校対策総合推進事業は、いじめや不登校の積極的予防、解消を図るため、教職員の研修実施やスクールカウンセラー等の配置による教育相談体制の支援を行うための経費でございます。

(4)の子どもたちの未来を拓く教育環境改善事業は、学校だけでは解決が困難な家庭環境等に起因する不登校等の解消のため、スクールソーシャルワーカーの配置などを行うための経費でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○高橋特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

説明資料の26ページをお願いいたします。

まず、上段の事務局費は、658万5,000円をお願いしております。

これは、右側説明欄のとおり、重度・重複障害児童生徒のための熊本地区新設支援学校(仮称)の平成26年度開校準備に要する経費でございます。

中段の教育指導費は、6,082万1,000円をお願いしております。

主なものについて御説明いたします。

(4)ほほえみスクールライフ支援事業は、特別支援学校児童生徒に対する医療的ケアに要する経費でございますが、新たに人工呼吸器を装着して登校する児童生徒に付き添う保護者の負担軽減のため、看護師派遣について助成する経費を計上しております。

(6)発達障がい支援事業は、新規事業でございます。学校に専門家を派遣したり、先進校への教員の視察研修等を実施したりし

て、発達障害に対する理解促進や指導体制の整備充実を図るものでございます。

下段の特別支援学校費は、1,127万4,000円をお願いしております。

主なものは、説明欄のとおり、特別支援学校分教室運営に要する経費でございます。

以上、7,868万円でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○池田人権同和教育課長 人権同和教育課でございます。

説明資料の27ページをお願いいたします。

まず、上段の教育指導費724万4,000円は、課運営費及び人権教育に係る教職員の指導力の向上を図るための各種人権教育研修事業と学校教育における人権教育推進に要する経費でございます。

中段の教育振興費2,639万3,000円は、地域改善対策奨学資金の返還に伴う国庫補助相当分の国への償還金及び未収金回収のための非常勤職員の任用等に要する経費でございます。

下段の社会教育総務費1,413万1,000円は、人権教育推進のための資料の作成、人権フェスティバルの運営及び人権教育関係団体への事業費補助、社会教育における人権教育推進に要する経費でございます。

以上、総額4,776万8,000円でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○城長体育保健課長 体育保健課でございます。

説明資料の28ページをお願いいたします。

まず、保健体育総務費として、4億8,680万3,000円をお願いしております。

右側説明欄をごらんください。

2の(1)歯・口の健康づくり推進事業は、フッ化物洗口等歯と口の健康づくりを推進するモデル校の指定や学校へのアドバイザー派遣等に要する経費でございます。

(2)安全安心な学校づくり推進事業は、管理職を対象とした交通安全対策や学校給食に関する研修に要する経費でございます。

(3)第77回全国学校歯科保健研究大会は、本県で行われます全国学校歯科保健研究大会に対する助成でございます。

(1)から(3)は、いずれも25年度の新規事業でございます。

次に、説明資料の29ページをお願いいたします。

体育振興費として、2億3,834万9,000円をお願いしております。

1、学校体育振興費の(1)小学生の運動部活動及びスポーツ活動のあり方検討事業は、小学生の運動部活動、スポーツ活動の適正化の検討に要する経費でございます、25年度の新規事業でございます。

ほか、(2)から(4)につきましては、学校体育、部活動、そして高体連に対する助成でございます。

2、社会体育振興費の(1)子どものスポーツ環境整備支援事業は、地域スポーツとトップスポーツが連携して行う子供たちに対するスポーツ教室や体験合宿等に要する助成で、競技力向上に向けたジュニアの強化策として立ち上げた新規事業でございます。

(2)から(5)につきましては、体育協会を通じまして各団体を支援するものでございます。

次に、30ページをお願いいたします。

体育施設費として、8億1,031万7,000円をお願いしております。

1、県営体育施設管理費でございますが、(1)藤崎台県営野球場を初め、県営体育施設6施設の指定管理者への管理委託等に要する経費でございます。

2、県営体育施設整備費でございますが、主な事業は、(1)県営体育施設整備事業でございます、県営体育施設の計画的な改修等に要する経費でございます。

以上、総額15億3,546万9,000円でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○溝口幸治委員長 以上で教育委員会の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○大西一史君 まず、義務教育課ですね。25ページのいじめ・不登校対策の総合推進事業ということで予算が上がっています。

これについては、いろいろと今、要望であるとか、いろんなこと、それからスクールカウンセラーだとか、そういったところについてのお話がありました。

今、実はいじめの問題がいろいろと話題になっていますけれども、特に報道で今問題になっている和水町立中学校の3年生の男子生徒が自殺したということで、これがいじめに起因するかどうかということで町議会でもいろいろ議論があつて、教育長さんが、いじめがあつたのは事実だけれども自殺の原因ではないというふうに答弁をしたり、あるいは、いじめではなく、その後いじめの行為だつたとかということで議事録を訂正されたりということで、ちょっといろいろとそういう問題も出てるようなんですが、こういう問題、要はこういう、町あるいは市町村の教育委員会のこういった対応ですね。

特に、この和水の問題を含めてなんですけれども、こういう問題について今どう教育委員会として捉えているのかというのを、ちょっとまずお聞かせください。

○緒方義務教育課長 今の御質問ですけれども、基本的なことをちょっとお話しさせていただきます。

基本的なことにつきましてはですけども、いわゆる地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのがありまして、その第23条に

基づきまして、基本的には教育委員会の職務権限が規定されております。

今ありました本事案等につきましてですが、第一義的には設置してあります和水町教育委員会の権限であり、町教委と学校が対応されるべきことだと思っております。

ただ、そこで県教育委員会ですけれども、同じ地教行法の中の48条に規定されておりますが、指導、助言及び援助をする立場ということがありまして、これまでも、例えば和水町につきましては、要請を受けまして、発生当初から指導主事等を派遣し、指導、助言をやっているところでございます。

○大西一史委員 その指導、助言をやった結果、どう受けとめとるのかということをお聞きしておるんですけれども、一義的には町の教育委員会が当然やっていくべき問題であるというのはよくわかるんですが、県教委として、これは市町村教委との協力関係の中で、こういういじめ・不登校対策総合推進事業あたりも当然これから展開していかれるわけでしょうから、今回の問題が、特に今話題になっているものからお聞きしているわけなんですけれども、いかがでしょうか。

○緒方義務教育課長 今話題になっていますように、基本的には判断というのは町の教育委員会のほうでしていただかなきゃいけないんだと思っておりますけれども、うちのほうでもいろんな指導とか助言とかやりながら、その方向性とかというのはきちんと指導してまいってきているところでございます。

それから、今第三者委員会の設置について要望が上がっているということでありまして、その設置につきましても町長のほうが検討されるということですので、うちのほうも設置等につきましてもしっかりと支援をするような方向でいきたいと思っております。

○大西一史君 ちょっと教育長にお尋ねしますが、この件について、私、少しやっぱいろいろ対応、現場での対応いろいろあると思うし、事実関係も本当にそのいじめに起因するのかなのかというのは、その当事者が自殺をしているということで、なかなかわからないケースですよ。

ただ、こういうケースというのは、全国でたくさんありますよね。やっぱり自殺したことが、いじめに起因するのではないかとというようなことで、非常にその保護者の方も、学校であるとか教育委員会であるとかということに対する対応についてどうなのかということをやっぱ問われていくわけですよ。この気持ちというのは、これは原因がなかなかわからない中で、それは心情的に非常に理解できるし、あと、そういったところにもやっぱり適切な対応をしていかないと、問題が特にやっぱりこじれていく要因になっていくんだと私は思いますね。

だから、いろいろな要因がある中で、その一つの中でいじめ的な行為もあったんじゃないか、いじめるといじめがどうかというのは、私はよくわからないんですけれども、こういった報道をされてることも含めて、教育長として、この問題をどう受けとめられて、今後どう対処をしたほうがいいのか。県教委としてできることは、さっき義務教育課長がおっしゃったことだろうと思いますが、全般としていかがでしょうか。

○田崎教育長 この問題が起こりましたのは昨年夏でございますけれども、町教育委員会のほうは、発生当初から御遺族の意向を最大限に配慮して、全生徒のアンケート調査を実施したり、教職員とその遺族との交換ノートなんかにも取り組んでおられます。そのアンケート調査結果も全て御遺族のほうにお渡ししておられると。継続的なやりとりといいますか、対応もずっとやられてこられておりま

して、一部言われておるような、何かアンケートを隠すとか、そういう従来のものとは、この対応としては全く違った形をされておると。県教育委員会として、町教委としてやられる最大のことはやられてきたんだというふうに思っております。

ただ、結果として、やはり今の状況で意見の食い違いというのが出てきておりますので、県教委としても、従来も、先ほど課長が説明しましたように、指導主事を派遣したり、スクールカウンセラーを派遣したり、精いっぱいのことをやってまいりましたけれども、今後も、そういう対応といたしますか、県教委としてできる限りの対応は、町教委の求めにも応じながらやっていきたいというふうに考えているところです。

○大西一史君 ちょっとこの問題だけで長くやってもいけないのであれなんです、今教育長がおっしゃったように、早くから町では対応されて適切にやられてたと。ところが、これがだんだんだんだんやっぱりずれてくるということが私は非常に問題があるなど。信頼関係がどこかで崩れていくというところが、これはいろんな問題解決をするに当たっても、それは御遺族の感情としてはやっぱり気持ち的に非常に受けとめられないと。自分の子供の死をなかなか受けとめられないというような精神状態の中で、要は、教育委員会として、決してこれは全てを否定したりとかということではなからうと思っておりますけれども、こうやって教育長さんもいじめの行為があったということは議会でも発言されるぐらいですから、そういった声も含めていろいろ考えられるんだろうけれども、どうしても対応、行政あるいは教育委員会なり学校なりの対応が非常にかたいと。要は、誠実に応えてないんじゃないかというような形でどんどん不信が高まっていくというのは、これは問題をいろんな意味でこじらせる大き

な要因でもあるというふうに私は思っています。

だから、そういう意味では、さっき教育長がおっしゃったように、市町村の教育委員会が一義的にその責任はあるけれども、県教委として、そういうやっぱりその信頼関係構築の部分での本当に真相をきちっと明らかにするという意味で取り組むためのやっぱりバックアップをしっかりとやっていただきたいなというふうに思うんですよね。その辺はいかがでしょうか、教育長。

○田崎教育長 大西委員がおっしゃってるような気持ち、私も持っております。この問題、町のほうで、先ほど話がありましたように、第三者委員会というのを設置される状況になりますので、ある意味県教委としてやれる部分というの、ある程度制限されてくる部分もあるとは思いますが。町、あるいは町教委、第三者委員会のそういう取り組みに対して、県教委としても、精いっぱい協力といたしますか、助言していきたいというふうに思っております。

○大西一史委員 わかりました。

○城下広作委員 ちょっと関連でいいですか、その件の関連で。

これは、外部専門チームを派遣するというこの事業が考えられるんですけども、例えば、こういうケースでも、あくまでもこれは要請されてからしか、こういう組織を仮につくっても動かないと。こちらから、県教委から最初に、ここはこの派遣をしたほうがいいのかというような判断はしない、あくまでも現場、町、例えば教育委員会、そうした派遣されたときに考えるという事業ということですか。

○緒方義務教育課長 義務教育課でございます

す。

来年度、いじめ問題対策緊急支援事業の中で計画しておりますのは、先生おっしゃったように、基本的には要請なんですけれども、大きな事案とか課題がある事案につきましては、今でも教育委員会と連携をやって、打ち合わせをやりながらやっておりますので、これが必要というときには、指導、助言の中で派遣をするというような意思決定もしなきゃいけないんじゃないかなと思っています。

○城下広作委員 だからそれがですね、その時期が、いつも我々はかなり時間がたってからマスコミで聞かれますね。知ることが多いんですよ。だけど、県教委、例えばいつの段階でそういう判断をして、そういう案件でこれは大変だというふうに考えるか、また、派遣する内容なのかというのは、案件によっては大変これは判断が難しいと思うんです。介入する、見ておく、だけどタイミングは下手にずれる、問題が大きくなって後で外部派遣した、事がわからないから逆によくわからなくなる。

非常に、これをやっぱりやるというふうに決めれば、その辺のある意味では何と申しますか、このタイミングというか判断、それだけの情報収集、どこまで自主的に県がつかもうとするのか、まず地元任せ、ずっとその事後報告で判断するのかというやり方で全然この意味合いが変わってくるなというふうに思うんですけれども、その辺はちょっとしっかりやっぱり論議をしとかないといかぬのかなと思いますけれども……。

○緒方義務教育課長 先生がおっしゃるとおり、やっぱり緊急派遣ですので、緊急な対応は必要だと思っています。大きな事案につきましては、現在も、当日すぐにいろいろ話し合いをしまして、指導主事を派遣しております。そういう判断をする部会というんです

か、会議というのを本庁のほうにつくって、市町村教育委員会とともに協議して、できるだけ早い時期に派遣できるような体制はつくらなきゃいけないと思っています。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○小杉直委員 実は、もしかすると次の議会からは文治から離れなんかもしれぬので、ややちょっと寂しい気でおりましたら、委員長がそれを察して、きょうはどんどん質問してくださいと言われておりますので、日ごろは質問の数が少なかつたかもしれませんが、3、4点ほど教育委員会に。

最初は、16ページの学校建設費で、県立高等学校施設整備費の中で、(2)の中に新、新しいですな、第一高校校舎改築事業となっておりますが、これは、大体この中身はどういうものですかね。

○後藤施設課長 今回のこの調査事業は、御説明でも申し上げましたように、環境調査をする予算でございまして、県の公共事業等環境配慮システムというのがありまして、その中で自主的に5,000平米を超えるようなものについては1年間環境調査をなささいということになっておりますので、その調査の予算を今回組んでおるところでございます。

○小杉直委員 あそこは、御承知のとおり、熊本城かいわいで非常に文化財が出がちな場所ですたいな。大体この第一高校については、どのくらいの予算を組んでおるわけですか。

○後藤施設課長 全体で34億程度を将来的には見込んでおるところでございます。

○小杉直委員 ここに出して、総額、総事業費かもしれませんが、第一高校校舎改築事業

として、新規として25年度予算に上げてありますから、これが大体どのくらいの予算の金額かということをお尋ねするわけですか。

○後藤施設課長 来年度にお願いしておりますのは、調査費として2,000万、環境調査の予算をお願いしております。

○小杉直委員 はい、了解しました。

次、2点目、24ページ2の(4)道徳教育総合支援事業。

道徳教育用郷土資料「熊本の心」の活用云々というふうに書いてありますが、これは非常によくできた書物だというふうには認識しておりますが、この中で道徳教育推進指定校の指定に要する経費と書いてありますが、これの活用の中身はどういう考え方ですかね、来年度は。

○緒方義務教育課長 まず、指定校ですけれども、10校を考えております。各管内1ということ考えております。この推進校で活用といいますと、そこで実践をしたことを、課題とか成果とかありますので、それを管内、県内に広めていくための研究をしていただくような費用と考えています。

○小杉直委員 もうちょっと具体的にお尋ねしたかですけれども、去年のある程度の時期で「熊本の心」ができておるでしょう。これの配付状況とか活用状況はどうなってるんですかな。

○緒方義務教育課長 「熊本の心」につきましては、全小中学校に配付して活用されております。また、公民館とかいろんなところに配布しております。それで、活用ですけれども、全ての小中学校では、道徳の授業とか読み聞かせとか保護者会の中で活用されております。

○小杉直委員 要望にかえておきますが、新政権でも道徳教育を正科に上げようというような方向もあるぐらいですから、よくできている資料と思いますので、しっかり活用、生きた活用を引き続きやってくださいね。

（「はい、ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○小杉直委員 3点目、28ページ1の職員給与費の中で、体育保健課の職員給8人分として出してありますが、これは事務系と教職員の人数の割り振りはどうなっていますかね。

○城長体育保健課長 これは事務職員分でございます。体育保健課の指導主事の分は含まれておりません。

○小杉直委員 なら、事務系ということですが、城長課長のところの教職員の方は、小中高、その分類はどぎゃんっておりますか、今おられる方は。

○城長体育保健課長 体育保健課には、それぞれ小中高からの籍から来ておまして、まず、健康教育のほうに今9名おりますが、これは全て学校籍でございます。高校籍が3名、それから中学籍が3名、小学籍が3名と、それから学校体育係は4名おります。4名今おりますけれども、高体連の指導主事も籍に入っておりますので、これが計5名でございます。高校籍が3名、中学籍が1名、小学籍が1名でございます。そして、スポーツ振興係がございます。こちらには、体育協会に1人派遣しておりますが、それを別といたしまして、現在5名指導主事がおまして、小学籍が1名、中学籍が1名、そして高校籍が2名でございます。

以上でございます。

○小杉直委員 確認ですが、小中高から来て

おられるということですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○小杉直委員 最後に要望です。

大西委員、城下委員と関連するわけですが、教育長の挨拶の中で、当然お二人の質問にあったように、いじめ・不登校対策関連事業費として1億6,100万円余云々とこう書いてありますね。その下のほうに、溝口委員長たちが中心になってつくられた、家庭の教育力の向上を図るため、くまもと家庭教育支援条例の普及啓発云々と書いてありますが、これは、これまでの委員会の中で、まず、本議会中に、議員の質問で、学校現場の教職員の負担が大きいと、だからもう少し軽減すべきじゃないかという対策について質問がありましたな。

それに関してですが、私が、今までの中で、家庭訪問ということが非常に御家族、父兄とのコミュニケーション、もちろん関係する生徒、子供とのコミュニケーションに重要な部分があるわけですが、担任の先生が回るというのなかなか時間が足りない面がありますから、担任以外の家庭訪問の先生も考えてみたらいかがですかと言ったことを覚えておられますかな。それに対する返事がありませんので、後日ひとつ個別に返事をいただきたいというふうに要望しときます。

以上です。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○山本秀久委員 私は、今の小杉先生にちょっと関連しますけれども、道徳教育の問題ね。

これは本当に真剣に取り組んでもらわぬと、いろいろいつまでも成果が出てこないんだわな、そういう結果が。どういうふうにして今までやっているのか、そういうところの説明を我々は聞いてないから、わからぬ。

どういうふうな成果を出しておるのかとい

うことが1つと、もう一つは、小中学校の生徒の水俣病問題の教育の問題。この問題は、どういうふうな反響を持っているのか、そういうのもひとつ説明願えませんかね。その2点。

○緒方義務教育課長 御指摘のとおり、道徳教育については非常に重要なものと認識しております。今小杉先生からありましたように、本県では郷土の偉人等と文化等を活用した「熊本の心」をつくっておりますので、道徳の授業では、あれを全ての学校で実践し、または保護者会等で紹介しているところです。また、学校によって、先ほど言いましたけれども、読み聞かせにも使っていて、非常に道徳の授業のかなめとしておりますけれども、学校教育全般で使っていただくように工夫しているところでございます。

それから、先ほど言いましたように、推進校を10校各管内に指定をしておりますので、その活用方法についても、管内はもちろん県内に広めながら成果を上げていきたいと今考えておるところです。

それから、「熊本の心」の販売についてですけれども、本年の3月末、または4月当初かもしれませんけれども、販売するような形で、学校教育だけでなく、県民のほうにも、この「熊本の心」を広げていきたいと考えております。

道徳教育については、そのような形で、学校教育全体を通して指導していけるような体制づくりをしていきたいと考えております。

○溝口幸治委員長 水俣病関係。

○緒方義務教育課長 水俣に学ぶ肥後っ子教室ですけれども、これにつきましては、環境面、それから水俣病問題についての学習と2本柱でやっております。今現在、県内の小学校5年生全てを環境センター、水俣病資料館

等に派遣しまして、環境と水俣病の学習について学習をさせております。

そのために、今資料をつくりまして、やはり事前に訪問するための学習が必要ですので、やはりなぜ、どんな勉強をするかと、しっかり勉強してもらわなきゃいけませんので、事前学習とそれから当日の学習、それから事後の学習と、これに力を入れるように資料集をつくりまして、全学校で指導してもらっているところです。また、事後学習の後は、保護者会とかで、その成果を発表するような形でお願いしているところです。

○山本秀久委員 今2点の問題について、その後の成果たいね。出た問題、いろいろとその過程についての何か問題点が起きてるものはないでしょうか。ありますか、何か。何か2つの問題点が、道德教育の問題で、保護者の間とか、いろいろな関係の問題で、問題点が生まれてきてないかということ……。

○緒方義務教育課長 部活動で水俣病差別発言が発生しておりまして、部活動中に対戦相手の学校から水俣病に関する差別発言があったという事例は出ております。それにつきましても、学校、それから教育委員会……

○溝口幸治委員長 課長、そういう話ではなくて、山本委員がおっしゃってるのは、道德教育とか、今の水俣病の教育とかをやって、成果はどういうふうにあらわれてるのかということをおっしゃってますので、課長お願いいたします。

○緒方義務教育課長 例えば、道德につきましては、子供たちの中で、やはり例えば「熊本心」を使いまして、偉人を知ってそこに訪問したりとか、例えば地域の方を紹介しておりますので、地域に出てその方のことをもっと調べようとかいうふうな形で、本当に、

授業だけではなく、地域に出て本当の意味の先人の思いに触れようという動きも出てきておりまして、非常にいろんな形で成果が上がってきていると思っています。

○山本秀久委員 だけども、その成果が上がっているというのは、どういうふうにして成果が上がっているのか、それが確かなものなのかがわからぬわけですよ。本当に、どういうふうに影響を受けているのか、子供がそれ聞いて、どういうふうにして、道德教育のこういう問題を教わったときに、何でこういうものがあるのかとか、いろいろ疑問を持つんだと思うんだ。そういうときの成果というもの過程の表現が出てこないものだから、成果、幾らやったって成果が出てこなきゃ何にもならぬから、その成果を聞きたいわけだ。それをとってないから、出てこないから、それを聞いてるわけだ。ただやるだけでいいのかなということだね。

○溝口幸治委員長 今山本委員がおっしゃってるのは、道德教育のものすごく本質的なところで、その教育を行ってどういう成果が出てるのか、どういうふうな人格形成がきちっといくのかということなんなのですが、これはもう非常に難しいところですね。

いわゆる道德教育を教科化しようとか、そういう流れもそういうところの本質的な問題ですが、例えば道德教育で、私の事例であれですけれども、例えば国宝青井阿蘇神社というページがありますね。ここは、この道德教育をやるときには、こういう目標を達成したいと先生が目標を持ってその教育をやっていくわけですから、終わった後に子供に作文を書かせたり感想を書かせたりして、こういうことに気づいたとか、今度ぜひ行ってみようと思うとか、おじいちゃんたちの気持ちがよくわかったとか、あるじゃないですか。

だから、ああいうものをやっぱりちょっと

集計して、今後そういうのを集計して、例えば10校モデル校があるなら、そこでこういうふうな気づきや学びがありましたみたいなものが、後日我々にも情報として提供されるというようなシステムをちょっと御検討いただくとわかるんですが、道徳教育に力を入れます、こういうことをやっていますというのは、我々と思いは一緒なんだけれども、その後どうなっていくのか、もしかしたらどこかで修正せないかんかもしれぬという我々側の気づきというものが全くこれでは感じられないので、やっている授業は正しいんですが、それがどう生かされているのかという観点から、ちょっとその辺を今後検討していただくということで、緒方課長から最後御答弁をいただきたいと思います。

○緒方義務教育課長 ありがとうございます。

確かに、おっしゃったとおり、成果が見えないということで、私どもも評価項目をつくりまして、各学校に配りまして、子供の意見を聞きながら、ちょっと課題と成果については整理したいと思っております。

○山本秀久委員 今委員長が指摘されたことは大切だと思うんですよ。それはなぜかというと、聞いただけで——我々は、子供に聞いてみるわけだ。水俣病というのは、大人の世界ではこれだけ大変な問題なんだということがわかつとるわけだ。そして、地域全体が本当に水俣病で苦しんでるわけですよ、医療の問題から全て。そういう問題を、その地域に住んでる子供たちが、それに無関心なんだ。だから、そういった面にちょっと疑問をいつも持つてるわけですよ。その教育というものは本当に大切なんだなって。せっかくこれだけ地域の問題点を指摘しているのに、地域の子供たちが、それに対して、ただ、ああそうかそうかで終わってしまってる。そうい

うことが、私は教育の一番基本的な問題だろうと思うものだから、申し上げたわけです。だから、そういうことですから、そこをよく御認識いただきたいということです。

○緒方義務教育課長 ありがとうございます。

○溝口幸治委員長 あわせて御検討をお願いいたします。

次に。

○大西一史委員 済みません、何度も。2ページ、教育政策課の新規事業の未来の学校創造プロジェクトについてちょっとお尋ねです。

タブレット型PCであるとか、デジタル教科書等のICTを活用した指導、学習方法の検討等に要する経費ということでもありますけれども、この予算で大体どのくらいのタブレット型PCが配置をされるのか、大体どのくらいの学校にどのくらいの規模ということがあるのかというのを、ちょっと詳しく教えていただきたいんですけれども。

○田中教育政策課長 教育政策課でございます。

2ページの新規事業として未来の学校創造プロジェクト事業を予定しておりますけれども、今回予定しておりますのは、県立中学校を含めまして、中学校で2校、小学校で2校でモデルとしてやってみたいと考えております。県立中学校は、今回タブレットを借りてという形で考えておりますけれども、市町村立学校の場合は、既存のタブレットPCをもう既に配備している市町村の学校をピックアップして、そちらで検討したいということで考えております。

○大西一史委員 これについては、デジタル

教科書との関係があつて、その点特に力を入れてもらいたいなど私思っているんです。デジタル教科書は、もう御承知のとおり、指導者用とそれから学習者用というふうに2つありますけれども、指導者用のほうは、かなりこれ、管内視察でも多分見られたんじゃないかなと思いますけれども、電子黒板等々をうまく使いながらやっているものは大分普及をしていると。導入状況はかなりよくなっているということですが、この学習者用のデジタル教科書ですね。

要は、学ぶほうの生徒が、タブレット型PCを使ってやるということが、なかなか——これから、この事業で熊本県はかなり先進的に進んでいくほうだろうというふうに思いますが、世界的に見ると、かなりやっぱりおくられているという認識を持ったほうが良いというふうに思います。

というのが、2014年度からですかね、お隣の韓国で学習用のデジタル教科書を全面的に導入して、1人1台を2020年までには全部配備を終わるといふような、たしか計画があったと思います。そうすると、やっぱり国との競争といいますか、そういった差の部分でいくと、かなり日本というのは、やっぱりまだまだおくらせてくるんじゃないかなというふうに思います。

ただでさえやっぱり韓国が進んでいる中で、こういう、要はデジタル機器というのをを使うということに関しては、かなりやっぱりベースとしてもう当たり前の世の中になってきている中で、そういうものを使いながらどういった人材をつくっていくのかということのターゲットがやっぱりないといけないと思うんですが、その辺についてはどう考えておられますか。

○田中教育政策課長 教育政策課でございます。

今、大西委員のほうから御意見ありました

けれども、今回、学習者用デジタル教科書というのは、文部科学省も今回初めてお貸しただけるところで今交渉しているものでございまして、この学習者用は、学習指導要領に載った教科書という観点でのデジタルは今回初めてになるかと思っておりますので、そのモデル的ケースとして文科省と協議をしながら今進めているところでございます。

この成果につきましては、ICTの関係で先般山江村を御視察いただきましたけれども、あのかのときの山田小学校のICTを活用した授業で学力のレーダーチャートをお見せいただいたと思いますけれども、まず、ICTを活用することで興味、関心がふえる、その後学力も上がるというデータをいただきましたので、あのようなものを参考にしながら、成果も検討していきたいと思っております。

○大西一史委員 これは、熊本県でもかなり先進的にやっているほうだというふうに思います。でも、国際的に見ると、やっぱりそういう状況にあるということは念頭に置きながらやっていかないと、これから21世紀に向かってどういう子供たちをつくるかと、将来世代にわたってどういう人材を育成していくのかと考えたときに、やっぱり間違いなく高度なICTの世界に今からなっていくというふうに思うんですね。そういうときに、例えば今までみたいにただ単に暗記だけをしてやるのかという教育ではなくて、そんなものは見りゃ出てくるという世の中になってくると、それをどう活用するかという人材を育成するかということが大きくなってくると思います。

特に、やっぱりコミュニケーション能力とか、自分で考える能力とか、自分で発表する能力、プレゼンテーション能力とか、そういったものを、例えばこういう新しいものを使いながら育てていくんだということがやっぱり目標にないと、ただ単に、機械を入れまし

た、はい、先進的なことをやりました、モデル的にやりましたで終わってしまうので、そこで、ただ単に全国的に導入すりゃいいという問題じゃなく、これはもう財源の問題がありますから、国にもこれは当然お願いしていかないかぬと思いますし、ただ、今度は、市町村格差とか、地域間格差で、使える子供たちとそうでない子供たちがやっぱり出てくるわけですから、その辺も含めて、ぜひターゲット、目標をしっかりと見据えて、これは事業を進めていただきたい。そして、これ検証結果を早目に出して、国のほうとも協議しながら、次の国の政策につながるように打って出していきたいなということ強くお願いをしておきます。答弁は結構です。

○山口ゆたか副委員長 大西先生も1つ考え方を示されましたけれども、私も、この前の管内視察を通じて、そういったICTもうまく利用されながら、しかしながら、例えば机の上には一般の辞書があって、みんなでその言葉、例えば産業という言葉だったですけれども、その言葉の意味を調べてみようという、ああいった、やっぱり現場では、本当にタブレットのよさと、しかしながら、子供が備えなければいけない能力と、やっぱりすごくバランスをとっていい授業をつくられてたんですよね。

そういった観点から、今実際行われているものをしっかりとどうやって活用すれば子供たちの、例えば知的好奇心をうまく導き出せるかとか、やっぱりうまい使い方、そしてまた、そうですね、確かにICT化が進む中で、そのように順応するような子供たちを育てることも大切ななと思うんですが、やっぱり基礎的に必要なものは現場の皆さんが実は一番わかってるんじゃないかなと思いますので、活用は丁寧さと慎重さがあっていいのかなということだけは意見させていただきます。

○溝口幸治委員長 ほかに。

○城下広作委員 私もタブレットの話はしたいなと思ったけれども、全く同感でございまして、導入を進めるべきだというふうに思っております。好むと好まざるとは別に、社会人になれば必ずそういう環境が、社会が待っていると、その中でなれ親しんでいく、ましてや、国際社会はそういうものからもう既に環境整備がなっているということから考えれば、避けて通れないものだというふうに思いますので、これはしっかりとやっていただきたい。

そこで、ちょっと確認したいのは、熊本県は、その位置づけとして、全国的に見ると進んでいるのか、進んでいないのか、それだけちょっと一応参考に教えていただきたいと思えます。

○田中教育政策課長 ICT教育関係につきましては、中身につきましては進んでいるほうだろうということで、文部科学省も結構上の方まで視察に来られて、特に人吉方面でございまして、そのようなところについてはしょっちゅう来ていただいて、熊本に関心を持って見ていただいているというところだと思っております。

○城下広作委員 わかりました。ちょっと別件でございまして。

例の熊本市内にできる特別支援学校なんですけれども、これはパスも見ましたけれども、アートポリスという位置づけだったか、それとも、じゃなかったかということをおちょっと確認させてください。

もう一点は、高校教育課と義務教育課も一緒なんですけれども、スクールソーシャルワーカーの配置が結構あるんですけれども、これは今回の予算で限られてますけれども、こ

これはまだ本来はふやしたい、だけど予算の限界があるから今回はこのぐらいにとどめている、本当は現場ではもっと必要なんだという認識はどちらなのか、その辺の見通しをちょっと教えてください。

○後藤施設課長 今度の重度・重複の施設については、アートポリスではございません。

○城下広作委員 了解でございます。

○緒方義務教育課長 スクールソーシャルワーカーにつきましては、今義務制は10管内配置しておりますけれども、各学校からの要請は多いということで、スケジュールを組んで今やっている状況でございます。

○溝口幸治委員長 今城下委員がおっしゃったのは、本当はもっとふやしたいけど、財政課との協議でというのが、瀬口局長かなんか、まとめて……。

○瀬口教育指導局長 それでは、スクールソーシャルワーカーの効果としましては、非常に学校現場としては大変活用度が高いというふうにお聞きしております、今後とも検証しながら広げていくのか、また、この現状のまま、また活用の方法を考えていくのかということをお聞きしてまいりたいと思います。

○溝口幸治委員長 予算要求は満額オーケーだったんですか、じゃあ。（城下広作委員「大事なところですよ」と呼ぶ）そこでしょう、質問の。

○城下広作委員 今回は、それで要するに満足しているのか、本当は必要だけでもなかなか難しいという現状なのか、そこを皆さんの考えを確認したいということだから、私が

言っていることは。

○上川高校教育課長 高校教育課でございますが、高校教育課は、今年度は湧心館高校に配置をいたしまして、その効果について検証したところでございます。スクールソーシャルワーカーにつきましては、特に家庭的に非常に厳しい子供たち、背景に持っている子供たちにどう支援していくかというのが一番大きな役割だと思いますが、まずは、学校がこのスクールソーシャルワーカーの使い方といいますか、それをしっかりと理解をすることがまず必要だろうというふうに思います。

○溝口幸治委員長 質問は、中身はみんなわかっているわけで、大事だというのはわかっているけれども、教育委員会として、もっと必要と思ったけれども、今回査定で残念な結果になったのか、それともこれでよかったと思っているのか、それを聞いてるわけですね。

○上川高校教育課長 わかりました。

高校教育課としては、今年度、県北と県南でまた派遣をしていくつもりでございますけれども、26年、27年までは、この3つの状況で検証をしていきたいというふうに考えております。それ以降は熟知してくるでしょうから、ぜひ、効果をより高めるためにどうするかというのは今から検討したいと思いますが、この3年はこの状況でいきたいというふうに思っております。

○田崎教育長 スクールソーシャルワーカーの重要性というのは、我々も認識しております、今回も予算要求の中で財政当局、総務当局ともいろいろやりとりをさせていただきまして、今回の予算要求では、これで対応できるということになっております。

ただ、来年以降、国のほうもこのスクールソーシャルワーカーというのを拡充していく

気持ちを持っておりますので、我々としても、26年度以降も、さらにそういう学校の状況を踏まえながら、拡充していくような形で努力していきたいと思っております。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○橋口海平委員 18ページ、高校生の州立モンタナ大学での英語研修、これは大体何名ぐらいやるんですか。どのような選考方法で…。

○上川高校教育課長 お答えします。

高校生15名を派遣したいと考えております。これは、新年度になりまして希望者を募って、それから面接等を行いながら選考していくということになるだろうというふうに考えております。

○橋口海平委員 選考も1つの高校に固まらないように、私立も含めていろんな高校から集めて、たくさんの子供たちにぜひ行ってほしいと思いましたので、ぜひ選考方法もしっかり考えてください。よろしく願います。

○溝口幸治委員長 ほかに。

○山口ゆたか副委員長 29ページお願いします。

学校体育振興費で、新規事業として、小学生の運動部活動及びスポーツ活動のあり方検討事業ということで、何か検討に要する経費が計上されておりますけれども、今まで運動部活動の手引ということで皆さん示されておりましたが、そういった新たなものをつくるのか、この検討を通じてですね。ちょっとそのあたりの具体的な内容を教えてください。

○城長体育保健課長 体育保健課でございま

す。

教職員の負担感軽減等も、いろいろ調査の結果出ておりまして、それに加えて、小学校の運動部活動のあり方が、現状としては、調査の段階では指針に示されております週4日以内ということの調査をしましたところ、99%以上が守っているという報告がっております。

ただ、小学校における負担感の内容につきましては、部活動が非常に負担になっているという回答がまたございました。その矛盾といいますか、そういうところがどういうところにあるのかということは、ある程度想像できる場所はございます。

1つは、運動部活動としては週4日以内で活動しているけれども、社会体育として、同じ生徒が、そして、同じ指導者が、顧問が、そういう部活動ではない形での社会体育として活動していると。ひどいといいますか、極端な例を申し上げますと、土日土日ずっと連続して大会に出ていると。それは部活動ではないという学校の判断でカウントされない状況がございまして、そのようなところをきちっと——子供たちが活動しているのは同じです。そういう認識といいますか、考え方をきちっと学校に伝えなきゃいけないんだろうと。

そういう意味で、方針そのものは変わりませんけれども、今後、部活動が、総合型地域スポーツクラブもございまして、その活用、あるいは少年団の活用、そういうものを含めまして、小学校の部活動が、これからどういう形にいかなくちゃいけないのかと。競技志向ではなくて、例えばシーズン制にするとか、あるいは同じ部でもいろんな種目をやるとか、総合運動部の形も検討に入れまして、今後、運動部活動のこれからのあり方を総合型地域社会におけるスポーツとも絡めて検討したいというふうに考えておるものでございます。

以上でございます。

○山口ゆたか副委員長 あと1点、簡易なやつなんですけれども、中学生の分はどうなんですかね。

○城長体育保健課長 実は、今回小学校の運動部活動を検討するんですけれども、これの中身としましては、小学校、中学校、高校の代表も入れまして、部活動をトータルとして中身としては検討する予定でございます。

○山口ゆたか副委員長 はい、わかりました。

○甲斐正法委員 先ほど特別支援学校の新設の話がございましたが、今度、その特別支援学校、どういうところに力を入れてというか、建物をつくられるのかなということが1点でございます。

それと、今ちょうど教職員の負担感軽減という言葉が出ましたが、やはり新しい学校をつくる時に、教職員の負担感の軽減を新しい学校では何か目指しているものはあるのか、全くそういうのは考えてなくて、ただ重度・重複の子供たちのための支援学校なのかというところで、少し方向性であったり、あるいは新しいところの取り組みがありましたら、御紹介いただければと思います。

○後藤施設課長 施設課につきましては、施設面についてお答えしますけれども、今度つきます特別支援の学校につきましては、重度・重複の障害の子供が対象ということで、1階の全部平家建ての建物にしておりまして、安心、安全というものを一番に考えておりまして、ケアルームでありますとか、トイレの配置でありますとか、そういうものを十分に考えたところになっております。衛生的なもの、それからおむつをかえるシャワーとか、そういうものをきちんとしております。

それからあと、エコという面で、太陽光とかそういうものを活用した施設となっております。大体そういうことでございます。

○溝口幸治委員長 方針については、高橋課長。

○高橋特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

特別支援学校における教員の負担感軽減につきましては、全般的には小中高等学校みたいに部活動が余り活発ではありませんので、その部分での負担感という意味では、ほかの学校に比べて少ないかと思いますが、一人一人に応じた個別の教育支援計画とか、そういう一人一人のやっぱりデータづくり、あるいは通知表にしても非常に丁寧なものをつくったりというようなことで、学期末かなり負担が出ておりますので、そういったところについては、新校に限らず負担軽減を図っていきたいと思っております。

新校につきましては、平成25年度に開設準備のための準備室のようなものができますので、その中でもろもろのことを準備あるいは検討してまいりますので、今の負担感軽減についても、この中で検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○甲斐正法委員 ありがとうございます。

一般質問でも淵上議員が御質問されましたが、やっぱり負担感の軽減ということはあるよと、課題としてあるよと、それをどう具体的に、こういう場面では軽減しました、こういう場面ではこれに取り組みましたということがやはり一つ一つないと、いつまでたっても負担感ばかり多いんですよと、だから教職員大変なんですよ、だから現実的にこういう問題が起こるんですよということでしかないのかなと。だから、やはり一つずつ問題を

こういう形で取り組みましたが、結果としてだめでしたとか、あるいはうまくいきましたとかいうこともあるかと思うんですね。一つ負担感の軽減ということで、今回の学校の新設に当たりましては、重複の子供さんの学校ですので、いろんな仕掛けはできると思うんですね。

そこで、これは一つの提案ですけれども、例えば他の障害者を雇用して、そこで清掃であったりとかいろんな取り組み、そういうことができれば、具体的に負担感の軽減とか、新しい人手を確保しましたとか、あるいはそういう車椅子移動のときに知的の障害をお持ちの方を使いましたとか、そういうことが何か具体的に出てくれば、私たちも具体的にわかるのではないかなと思っておるんですが、いかがでしょうか。

○高橋特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

25年度の新校に向けた準備の中で、今の委員のお話も受けまして、具体的に何ができるか検討してまいりたいと思っております。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。なければ、続いて警察本部からお願いいたします。

○西郷警察本部長 まず、提出議案の説明に先立ちまして、昨日、本県警察官のセクハラ行為などにつきましては、まことに遺憾でありまして、委員の皆様方を初め、県民の皆様に対し、本席をおかりして深くおわびを申し上げます。まことに申しわけありませんでした。

県警察といたしましては、本議会で2回もこのようなおわびをしなければならなかったことを重く受けとめ、今後一層全職員に対し指導を徹底し、健全な職場環境の維持と非違事案の再発防止に努めてまいります。

そして、溝口委員長を初め、委員の皆様方には、この1年温かい御指導を賜り、また、県警察の各種行事にも積極的に御参加をいただきまして、まことにありがとうございます。心よりお礼を申し上げます。

それでは、議案の説明に移らせていただきたいと思います。

本日は、予算関係1議案、条例関係4議案の計5議案について御審議いただきます。

内容としましては、第33号議案が、平成25年度熊本県一般会計予算であります。

これは、平成25年度の当初予算として、警察費総額393億2,671万6,000円をお願いするものであります。

第80号議案が、熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例の制定であります。

これは、本県警察官の定員を11人増員するものでありまして、サイバー犯罪対策及び暴力団対策の体制強化を図るものであります。

第81号議案が、熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定であります。

これは、現行の銃器犯罪捜査従事手当の支給対象作業の内容を見直し、爆発物を使用した犯人の逮捕などの作業を新たに支給対象とするものであります。

第82号議案につきましては、熊本県暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定であります。

これは、認可保育所に加えまして、届け出保育所につきましても、暴力団事務所の開設及び運営を禁止する区域の基点施設となる施設に追加し、あわせて公共工事からの暴力団排除に関する両罰規定の追加を行うものであります。

第83号議案につきましては、熊本県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の制定であります。

これは、国家公安委員会規則で定められて

おります信号機等の基準につきまして、規則をしんしゃくして条例を制定するものであります。

詳細につきましては、この後担当課長が御説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

なお、総務常任委員会で御審議をいただいております熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定概要につきましても、後ほど担当課長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○赤星会計課長 会計課でございます。

第33号議案平成25年度熊本県一般会計予算について、お手元の説明資料に基づき御説明いたします。

まず、資料の12ページをお願いいたします。

警察費総額は、合計の本年度欄に記載のとおり393億2,671万6,000円をお願いいたしております。

これは、骨格予算でありました24年度当初予算と比較しますと、7億9,505万9,000円、2.1%の増、また、24年度当初予算に肉づけ予算であった6月補正予算を加えた額と比較しますと、6,268万3,000円、0.2%の増額となります。

増額となりました主な要因は、新熊本東警察署庁舎等整備費や通信指令システム改修経費が減額したものの、これらを上回りヘリコプター4,800時間点検費、全国豊かな海づくり大会警衛対策費、退職手当等の人件費などが増額したことによるものでございます。

それでは、1ページをお願いいたします。

まず、上段の公安委員会費総額1,106万8,000円は、説明欄に記載のとおり、公安委員会の委員報酬と委員や職員の旅費などの運営費です。

次に、下段の警察本部費総額320億7,808万

4,000円は、職員の給与や業務管理などに必要な経費でございます。

まず、説明欄1の職員給与費は、職員の給料や各種手当、また、機動隊員の超過勤務手当等でございます。

説明欄3の(4)人事管理費は、地方公務員法で特別職とされ、1年度以内で任用される非常勤職員66人や6カ月以内で臨時的に任用されます臨時職員2人などの雇用経費です。

(5)の協力援助者給付金は、警察官の職務に協力援助した者が死亡、負傷とした場合に支給されるもので、現在遺族給付年金が1人に支給されています。

2ページをお願いいたします。

(12)の電子入札システム開発事業負担金は、県で運用している電子入札システムの警察分の運営委託費と端末機器のリース料です。

(14)の健康管理費は、労働安全衛生法に基づき、職員の健康管理や衛生教育等を行わせるため、警察本部、運転免許センター、各警察署ごとに選任しています産業医32人の委嘱費や職員の定期健康診断の経費などです。

(17)の警察統合OA整備費は、LAN回線占有料、インターネット通信費、OA機器維持管理費等、県警のOAシステム化を推進するための経費です。

(18)の汎用系情報管理システム整備費は、警察庁の汎用コンピューターと接続しています県警のコンピューターの保守経費や端末機器のリース料等です。

3ページをお願いします。

(20)の全庁ネットワーク運用管理費は、県の歳出、歳入の会計処理を行っています財務オンラインシステムの機器保守料やリース料等です。

(22)の緊急雇用創出基金事業は、緊急雇用創出基金を活用し、遺失物管理システム活用推進事業で3人、放置違反金に係る未収金督

促等推進事業で1人の非常勤職員を雇用するための経費です。

(23)の全国豊かな海づくり大会警衛対策事業は、今年度秋に開催されます同大会の警衛のため、まず、警衛準備対策経費として、非常勤職員報酬、警察庁等との打ち合わせ旅費、消耗品等を、また、警備実施経費として、部隊駐車場協力謝礼の報償費や車両燃料費、臨時専用回線通信費等をそれぞれ計上しております。

4ページをお願いします。

装備費総額7億4,961万円は、車両、船舶、ヘリコプター等の維持管理や各種警察活動に必要な経費です。

説明欄の(2)船舶維持管理費は、天草署に配備しております警備艇「しらぬい」の燃料費等です。

(3)のヘリコプター維持管理費は、ヘリコプター「おおあそ」の法定4,800時間点検やエンジン分解検査の経費等です。

(4)の装備品維持管理費は、銃器使用対策としまして、24年度から5カ年計画で整備中の耐弾性能が高い防弾ヘルメット32個と防弾盾40枚の購入や、警衛に活用する警備配置図作成システム装置のリース料等でございます。

(5)の災害警備対策費は、災害発生時の現場活動に必要な救助ロープ、捜索用いかり等装備品の整備を初め、老朽化した総合指揮室の映像機器の更新や气象台との緊急防災情報の伝達機器のリース料等です。

なお、総合指揮室の映像機器の更新については、幸せ実感くまもと4カ年戦略に基づきます取り組みを加速するために設定された幸せ実感推進枠の事業として計上しております。同様の事業につきましては、以下説明欄に略して推進枠と記載しております。

(6)の暴騒音取締対策経費は、大音量で行う街宣活動を取り締まる騒音測定器の法定点検費です。

(7)の大規模災害警備対策費は、大規模災害時の人命救助に必要な救助ボート12艇、救命胴衣100着や災害現場活動用の小型油圧ショベル1台等、装備資機材の充実強化を図る経費です。

5ページをお願いいたします。

警察施設費総額16億6,053万6,000円は、警察施設の整備や維持管理に必要な経費です。

説明欄2の(1)警察施設整備費単独事業は、交番、駐在所の新築整備や警察施設の改修等に必要な経費です。

現在、交番が60カ所、駐在所が116カ所ございますが、老朽化の著しい施設から順次整備しておりまして、25年度は、そこに記載の新築で交番1カ所、駐在所3カ所を、また、用地購入で駐在所3カ所を予定しております。

(2)の宿舍借上事業は、管内居住が原則であります職員の宿舍不足に対応するため、民間アパートを職員宿舍として借り上げているもので、熊本市内に1棟50戸、御船署管内に2棟12戸、宇城署管内に1棟12戸ございます。

(4)の新熊本東警察署庁舎等整備事業は、熊本東署現庁舎の耐震強度不足や県内の留置施設不足等に対処するための事業でありまして、25年度は、庁舎建設工事費に加えて、新庁舎で使用する備品等の整備、さらには新庁舎への移転経費等を計上しております。

建設工事につきましては、23年10月に着工後順調に進捗しておりまして、本年6月に竣工予定、7月には新庁舎に移転して業務開始の予定でございます。なお、現庁舎につきましては、26年度に解体予定でございます。

6ページをお願いいたします。

運転免許費総額9億9,666万3,000円は、運転免許の新規交付や更新業務、これに伴う各種講習などに必要な経費でございます。

1の(1)運転免許企画調査費は、庁舎の光熱水費、印刷費等、運転免許センターの運営

に必要な経費や運転免許証作成システム保守料、消耗品等、運転免許証の作成に必要な経費です。

(2)の停止処分者・違反者講習費は、運転免許の停止等処分者や交通違反の累積点数6点の者に対する講習経費です。

(3)の取得時講習費は、免許を受けようとする者に対する講習の委託費、(4)の指定自動車教習所指導監督費は、指定自動車教習所の教習指導員や技能検定員に対する講習の委託費です。

(7)の高齢者講習・認知機能検査委託費は、70歳以上で免許更新する者に対する高齢者講習や75歳以上で免許更新する者に対する認知機能検査の委託費です。

2の(1)運転免許試験企画調査費は、会議旅費、消耗品等の運転免許試験場の運営に必要な経費や運転免許試験車両の維持、更新に必要な経費です。一番下の運転免許試験車両更新経費は、大型バス1台を購入するものです。

7ページをお願いします。

恩給及び退職年金費総額8,305万8,000円は、昭和37年11月30日以前に退職した警察職員とその遺族に対しまして、恩給法に基づき支給する恩給と扶助料です。支給対象者は、退職職員8人、遺族71人の合計79人です。

8ページをお願いします。

警察活動費総額37億4,769万7,000円は、県警各部門の運営や交通安全施設の整備に必要な経費です。

説明欄1の(2)警察改革の推進は、警察改革の一環として各署に設置されています警察署協議会の委員報酬や運営費などです。同協議会は、署長の諮問に応じたり署長に意見を述べる機関であり、委員として、現在158人の部外者が公安委員会から委嘱されています。

(4)の犯罪被害者支援活動の推進は、犯罪被害者やその家族等の被害回復と2次的被害

防止を図るため、警察施設の充実強化、民間被害者支援団体等の育成支援等の総合対策を推進するものです。

1段目の被害者支援連絡協議会は、県組織と警察署単位の地区組織があり、被害者支援ネットワークを構築し、関係機関、団体が連携して被害者等の支援活動を推進しています。

2段目のくまもと被害者支援センターは、被害者等を社会全体で支援するための中核を担う民間団体として設立され、被害者等のカウンセリング、法律相談、病院付き添い等、きめ細かな支援活動を行っています。

4段目の命の大切さを学ぶ教室は、中高校生に対し、犯罪被害者や遺族の講演を通じて、被害者の心の痛みや命の大切さを伝えるために開催しておりまして、25年度は12校で開催予定です。

(7)の重要備品等整備費は、毎年計画的に更新している執務用の机、椅子や車両等の整備費です。25年度は、椅子の更新が警察本部と八代署の100脚、車両の更新が21台、そのほかに交通指導取り締まり用のレーダースピードメーター2台の整備などを予定しております。

(11)の相談情報等一括管理システム整備費は、現在単体で稼働している警察相談等、交通事故事件110番の各システム等の事件・事故情報と簿冊管理をしております勤務記録情報や職務質問情報などを横断的に分析、検索できる新システムを開発するものです。新システムの開発により、分析結果が地域住民やボランティア団体等への支援、さらにはパトロール活動等に反映され、犯罪の予防と検挙が一段と向上するものと思われます。

9ページをお願いします。

説明欄2の(5)サイバー犯罪対策の強化は、サイバー犯罪の被害防止や検挙に向けた諸対策を推進するための経費です。スマートフォン解析装置を初め、コンピューターウイ

ルス検出用、フィッシングサイト検知用、差し押さえ現場用の各パソコンの整備費等をお願いしています。

(6)の安全で安心なまちづくり事業は、安全、安心なまちづくりのための各種施策に係る経費です。防犯パトロール団体に対し、犯罪マップやゆっぴー安心メール等により、犯罪情報を提供するためのシステム管理費や地域住民の要望や困り事に対処、解決していく警察安全相談員の報酬、さらには、高齢者等の行方不明者の早期発見、保護を目的として、警察署等からメールで情報を発信しますシルバー見守りネットのシステム使用料等をお願いしています。なお、警察安全相談員は、16人体制で警察本部と10警察署に配置予定です。

(8)の少年非行防止活動の推進は、少年の非行防止と保護対策を総合的に推進するための経費です。学校を訪問して助言、指導を行うスクールサポーターは、11人体制で警察本部と6警察署に配置し、学校と連携して非行や被害の防止活動を行うことにしています。

(13)のセーフティーパトロール活動委託事業は、緊急雇用創出基金を活用し、街頭犯罪や振り込め詐欺の防止、子供や高齢者の安全確保を図るため、警備保障会社にパトロール活動を委託する経費です。業者委託は、24年度からの継続分と基金が積み増しされたことに伴います追加分に分けますが、雇用総数は51人で、熊本市内3署と大津署管内で活動予定です。

10ページをお願いします。

説明欄の(2)交番・駐在所の機能強化は、交番相談員76人を任用し、交番・駐在所機能の充実強化を図るとともに、地域警察官のパトロール活動の時間を確保するための経費です。

説明欄4の(1)刑事企画調査費の4段目、録音・録画装置は、取り調べの可視化の手段として順次整備しており、現有9台に加え、

新たに4台をお願いしています。

次の段、証拠品管理システムの構築は、証拠品管理の合理化と厳格化を図るため、押収した証拠品をデータベースで管理するシステムを構築するものです。

(5)の海外語学研修費は、警察官1人をシンガポール国立大学に1年間派遣し、中国語を習得させるための経費です。

(6)の捜査基盤の強化、これの2段目、捜査実務伝承官報酬は、ベテラン捜査員の大量退職に伴い、若手捜査員の早期育成のため、捜査手法を伝承する捜査実務伝承官9人を任用し、警察本部と熊本市内3署へ配置するのに必要な経費です。

(8)の銃器・薬物対策の強化の微量薬物検索システム装置は、覚せい剤、大麻等薬物乱用事犯や毒物混入事件、変死等において、微量薬物の分析、鑑定を行う装置です。

11ページをお願いします。

(10)暴力団総合対策の推進、これの2段目、熊本県暴力追放運動推進センターへの事業者選任責任者講習業務委託経費は、暴対法に基づき、事業者が暴力団員からの不当要求による被害に遭わないよう、県公安委員会が各事務所の責任者に対して行う講習業務を同センターへ委託する経費です。

下から2段目、特定抗争指定暴力団等対策経費は、暴対法の改正により、昨年12月、道仁会と九州誠道会が特定抗争指定暴力団等に指定され、事務所の立ち入りや事務所周辺のうろつきなどが禁止される警戒区域が設定されたことに伴い、事務所等を監視するカメラを設置し、違反行為発生時の立証検挙体制を確保するための経費です。

次の段、標章掲示店舗等を守るための対策費ですが、本県では、23年度から、暴力団員の店舗への立ち入りを規制する標章制度が導入されておりますが、福岡県では、標章を掲示している店舗に対して、脅迫事件や殺人未遂事件等が多数発生しています。このため、

この経費で緊急通報装置や監視カメラを設置し、保護対策や被疑者の検挙に万全を期すものです。

(11)の暴力追放運動推進センター関係経費は、同センターが実施します広報啓発活動事業、相談事業、暴力団からの離脱更生促進事業等の経費を補助するものです。

また、暴対法の改正により、同センターは、指定暴力団の事務所使用差しとめ請求を主要とする付近住民からの委託を受けて、住民にかわって訴訟を起こすことができるとなりました。この費用については、事件発生時に予備費や補正予算で補助金として予算措置し、同センターに追加交付することとしております。

(14)の犯罪追跡体制の強化は、事件発生直後に防犯カメラの映像等犯罪の痕跡を収集し、画像解析等を行う犯罪追跡システムのリース料等です。

説明欄5の(1)高齢者生活安全対策事業は、65歳以上の高齢者の交通事故防止を目的とするものであり、大型スクリーンの映像を見ながら道路横断時の具体的危険性を疑似体験できる高齢歩行者教育システムを活用した巡回型交通安全教育業務の委託料などです。

(3)の安全運転管理者等講習費は、会社等の事業活動に伴う交通事故を防止するため、道路交通法に基づき選任することとなっております安全運転管理者等に対する講習の委託料などです。

12ページをお願いします。

(8)の交通規制管理費の一番下、交通管制システム中央装置リース経費は、交通量を把握して信号機を制御するなど、交通管制の頭脳となります同装置のリース料です。

(11)のワンストップサービスシステム、略してOSSは、県民が自動車保管場所証明、自動車登録等の申請を自宅からオンラインで一括して行える全国システムです。

現在、10都府県でシステムが稼働しており

ますが、熊本県では導入に向けて準備中であり、警察の全国組織でありますOSS推進警察協議会の事務経費の負担金をお願いしております。

(13)の高齢ドライバーサポート事業は、運転免許センターに設置しております運転能力診断測定器の「点灯くん」や「ビジィ君」を活用しまして、高齢ドライバーの認知、判断、動作、これらの能力の検査を行い、高齢者自身に自己の各種能力の程度を把握してもらうとともに、診断結果を踏まえた交通安全指導を実施する経費です。

(14)の安全安心サポート事業は、緊急雇用創出基金事業として、非常勤職員26人を雇用しまして、10警察署に配置し、高齢者世帯の戸別訪問活動等を行い、交通事故防止のための広報啓発活動を行うための経費です。

(15)の高齢者等交通安全意識啓発事業も、緊急雇用創出基金事業として、3警察署に配置する委託サポーターが銀行、病院等の高齢者が立ち寄る先で交通安全啓発活動を実施するための経費でございます。

最後に、6の交通安全施設費10億6,327万2,000円は、安全で円滑な交通環境を確立するため、信号機、道路標識・標示といった交通安全施設等の整備充実に必要な経費です。この額は、前年度の当初予算に肉づけ予算を加えた額と比較しますと、6,145万8,000円、6.1%の増額となっております。

25年度は、国道445号御船バイパスの開通などに伴います信号機の新設を初め、大量更新時期を迎えた老朽信号機の更新や道路標識の新設、更新、さらには、節電対策として信号機のLED化、災害時等の停電のための自動起動型発動発電機の設置、こられに重点を置き整備を推進することとしております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吹原警務課長 警務課です。

それでは、提案しております2つの条例案について御説明いたします。

1つ目は、第80号議案熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例についてであります。

資料は、13ページから15ページになります。

警察庁におきまして、平成25年度の全国の地方警察官545人の増員要求が行われまして、本県には、サイバー空間の安全確保のための体制強化及び暴力団対策を強化するための体制強化として11人の配分が示されました。この11人の増員配分を受けまして、今回の改正は警察官の条例定数を3,056人から3,067人に改めるものでありまして、増員後の階級別定数は資料13ページの表のとおりでございます。警部が1名、巡査部長を含めたところの警部補の階級枠が7人、巡査が3人ふえるということになります。

2つ目は、第81号議案熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

資料は、17ページから21ページになります。

近年、九州北部では、手りゅう弾等の爆発物を使用した暴力団対立抗争事案が発生しているところは御案内のとおりであります。このような爆発物を使用した犯人の逮捕等の作業というものは、今後ますます可能性は否定できない状況になってきております。しかしながら、現行の本県の警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定においては、銃器を使用した犯人の逮捕等の作業については支給対象とされております。

しかし、犯罪の供用物がこのような爆発物である場合については支給対象外とされておりますので、その危険性が手当に反映されていない現状にあることから、今回新たに特殊勤務手当の支給対象として規定をお願いするものでございます。

なお、両条例の施行日は平成25年4月1日を予定しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○木村組織犯罪対策課長 組織犯罪対策課でございます。

議案第82号熊本県暴力団排除条例の一部を改正する条例案について御説明させていただきます。

資料は、23ページから25ページまでに記載いたしております。

改正案の内容は、2点でございます。

まず、1点目は、条例には、少年の健全な育成を図るための措置として、暴力団事務所の開設及び運営を禁止する規定がございます。

これは、少年、児童が集まる教育施設などを基点とし、ここから200メートルの区域内に暴力団事務所の設置及び運営を禁止する規定であります。この基点となる施設に児童福祉法第59条の2第1項に規定する認可外保育所のうちの届け出保育所を新たに追加するものでございます。

2点目でございますが、条例には、公共工事からの暴力団排除のための措置として、県は、発注した工事に暴力団が関係しているか否かを確認するために、受注した業者に必要な報告または資料の提出を求めることができると定められております。これに対し、虚偽の報告をした者に対しては、刑事罰を課することになっております。

ただ、現行条例では、虚偽報告等があった場合、虚偽報告を実際に行った行為者個人のみが処罰の対象となり、法人は処罰されないという法解釈上の問題があったところがございます。よって、両罰規定にこれを新たに追加するものでございます。

改正案の内容は、以上の2点でございます。施行は、平成25年6月1日を予定してお

ります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○奥田交通規制課長 交通規制課です。

議案第83号熊本県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の制定について御説明をいたします。

説明資料は、27～29ページでございます。

いわゆる交通バリアフリー法の改正によりまして、高齢者と障害者に対応する信号機、道路の標識・標示の基準について、国家公安委員会規則を参酌して県の基準条例を制定いたします。

これらのバリアフリー型対応の信号機等の基準につきましては、警察部内での検討に加えまして、外部有識者、高齢者団体、障害者団体の各代表等の意見聴取の結果、その基準は全国同じであることが望ましいとの御意見を頂戴いたしておりまして、これらを勘案し、熊本県の独自基準は設けないことにしたいと考えています。

条例の内容ですが、第1条は趣旨、第2条の信号機に関する基準は、(1)のアが、横断に際して信号機が音やメロディーを発する装置、イが、高齢者、障害者用の押しボタンを押すことで横断時間を延ばす装置、ウが、歩行者用青信号の経過時間、待ち時間を表示する装置であります。

(2)は、スクランブル交差点など人と車を分離する信号の処理方式の基準です。

以下、第3条は、標識に反射材料や夜間照明を用いる基準、第4条は、(1)が路面の標示に反射材料、反射装置を施すこと、(2)が、横断歩道の中央部に突起を設け、視覚障害者の誘導ができるものとする基準です。

以上、御審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 以上で警察本部の説明が終わりましたので、質疑は午後から受けたいと思います。たっぷり時間とりますので、皆さんたくさん質問してください。

暫時休憩いたします。1時再開いたします。

午後0時0分休憩

午後0時58分開議

○溝口幸治委員長 それでは、再開いたします。

質疑を受けたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○大西一史委員 まず、質疑の前に、県警本部長も謝罪を冒頭されましたけれども、いろいろと、セクハラであるとか、パワハラであるとか、警察としてやっぱりあるまじきことだろうというふうに思います。私も、このニュースを聞いて、やっぱり非常に、もう何回も——私も、実は不祥事対策ということに関しては、教育委員会も含めて、執行部も含めてなんですけれども、ずっと取り上げてきた問題ですので、これはどうするという事は一番警察のほうでも受けとめておられるので、もうお答え要りませんが、こういうことは本当に信頼に傷がついてしまいますので、どうか組織を挙げて、こうした問題への対処、再発防止に向けて、ぜひよろしくお願ひしたいということをお頭に申し上げて、ちょっと質問に入らせていただきたいというふうに思います。

1つは、5ページになります。

警察施設整備費で、単独ということで、交番あるいは駐在所の新築あたりが出てまして、やっぱり老朽化とか、こういった施設もいろいろ出てくると。東署あたりは、今度新しくなりますので、随分よくなるんですが、今後、ほかにもまだ老朽化とか随分いろいろ出てくる中で、その耐用年数ですよ。大体

警察の場合、こういう警察署だとか、派出所だとか、交番だとか、こういったところというのは、耐用年数は大体何年ぐらいというふうになっていますか。

○赤星会計課長 耐用年数ですけれども、構造によって大まかな基準が決められております。木造ですと、大体30年、それから鉄筋コンクリートであれば50年とかいう目安になっております。これは、県、国の基準でそういう感じでやっております。

○大西一史委員 今、大体40年、50年ぐらいで、そういった鉄骨とかコンクリートづくりのものは建てかえられているというふうに思うんですけれども、今、これ学校施設なんかもそうなんですけれども、そういう老朽化した施設に対しての対策のビジョンみたいなものですね。文科省あたりもつくっておられますけれども、どこの施設でもそうですけれども、長寿命化ということが今キーワードになっています。そういう意味では、新築をしないでも、これは改修すれば耐用年数が70年とか80年とか、技術的には100年ぐらいまで行けるというような話があります。

そういう中で、こういう今から新築されるものも含めてなんですけれども、その辺の耐用年数というのは、やっぱり従来のものとの基準よりも長く設定できるような——多少お金との関係もあるとは思いますが、やっただきたいなと思うんですが、その辺は、例えば今後いろいろ施設改修が出てきますよね。警察本部として、そういう長寿命化とか、そういったことに対する計画をしようとか、そういうお考えはありますか。

○赤星会計課長 これにつきましては、大きくは県庁舎全体の話としましてファシリティ推進委員会というのをつくってございまして、これで全体的な話をやっているところであり

ます。

そんな中で、警察本部では、庁舎の整備検討委員会というのをつくっております。さらには、交番、駐在所につきましても、管轄区域等との兼ね合いも考えまして検討しているところです。

○大西一史委員 いずれにしても、警察の施設なんかも当然簡単に壊れてもらってもやっぱり困るわけですし、特に学校なんかも、これは長寿命化のいろんな方針の中でやっぱり出てますけれども、単なる教育の場というのではなくて、防災の拠点としてもいろいろ機能する。

そういう意味では、警察本部にしろ、教育委員会にしろ、それぞれこういった施設は、特にやっぱり意識して長寿命化ということを検討していただきたいということで、今後の課題としてぜひそうやって取り組んでいただきたいということを要望しておきます。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○小杉直委員 大西委員の質問に関連してお尋ねですが、セクハラの問題ですたいね。

それは、大西委員がおっしゃるように、再発防止にしっかり取り組んでいただくことは当然のことですが、こういう事案の場合には、一方では、被害に遭った方が心身の障害を受けて、長期休暇とか、病院通いとか、あるいは場合によっては退職というふうなことも懸念されるわけですが、今回の場合には被害に遭った方のそういう動向はいかがですか。

○木庭首席監察官 大変申しわけありませんでした。

このセクハラのやはり一番の問題は、そういうやっぱり被害に遭った人の勤務意欲を減退させ、そして組織全体の士気を低下させる

ということが一番大きな——やっぱりセクハラというのは、単なる単発的な非違事案と違うと考えております。

ただ、今回の事案につきましては、被害に遭った方で、心身を病んだり、あるいは仕事を休んだりという方は幸いおりませんでした。ただ、やはり心の、そういった非常に何回も繰り返されてる中で、非常にそういった意欲の減退あたりは、これは確かにあったんだろうと思いますけれども、そういう心身を病んだ方はいらっしゃいませんでした。

以上です。

○小杉直委員 わかりました。

もう1点、東警察署の話が大西委員から話に出ましたが、ことしは、海づくり大会あるいは水銀の国際会議等があつて、県警も非常に重要な案件でお忙しいと聞いておりますが、東署が完成したときの式典といいますか、完成祝賀会、そういうのはされますでしょうか、されませんか、予定としては。

○赤星会計課長 実施する予定でございます。なお、時期につきましては、海づくり大会に当面全力を挙げて取りかかる関係で、その後と考えております。

○小杉直委員 なら、要望にかえますが、まだ確定じゃありませんけれども、この委員会も大方が6月議会から変わる可能性があるし、もう一つは、大ベテランの山本委員は残られるというようないわさも聞いておりますので、ぜひ次の委員会では、そのときは教育警察委員会だと思いますけれども、一遍適当な時期に視察を要望していただければというふうに要望しときます。

以上です。

○山本秀久委員 私は、2点。

いろいろ警察の方々は、大変防災、いろんな災害とか、そして取り締まりとか、そういった犯罪取り締まり、いろいろな問題で大変御苦労も多いと思います、時間的にも。そういうとき、警察官の皆さんの健康というものは充実させてあるのかどうか、その点をお聞きしておきたいと思います。健康面ですね。体を壊される人が多いんじゃないかという感じがしてならぬもんだから。

○溝口幸治委員長 2ページの健康管理費とか、この辺ですね。

○赤星会計課長 2ページの(14)で健康管理費を上げております。これは、この中で大きく分けまして、各警察署や警察本部、それぞれの施設の単位ごとに、労働安全衛生法に基づく産業医によりまして、健康管理、衛生の指導をしていただくと。さらには、年1回ではございますけれども、健康管理の健康診断ですね、全職員対象の。こころ辺をやりまして、体はもとよりメンタル的な面でも健康管理に努めているところでございます。

○山本秀久委員 いろいろな角度から訓練はされていると思いますけれども、中にはやっぱりいろいろ夜中に出たり、食事も食べられなかったり、捜査の影響でいろいろ生活環境が変わって、そういうときに回復力があるのか。そういうときには、栄養剤なんかの配分とか、何かそういう配慮をしてあるのかどうかというのを考えたものですからね。

それと、もう一つは、今の若い人はパソコンとかあれで火薬をつくりきる能力があるんですよ。私は、そういう能力がほとんどあるような——そのとき花火ですね。市場で売ってる花火、ああいうのを解いて爆発物をつくるような要素があるような情報を聞いたものだから、そういう点のほうに警察として目を向けておられるかどうかと思って、それ

をお尋ねしたい。

○高橋警備部長 爆発物の取り締まりに関しては、テロ防止という観点から、日ごろから、爆発物の、先ほど山本委員おっしゃられました原料となる業者、これに個別に訪問しまして、不審な買い方をしている人がいないかとか、あるいは大量購入している人がいないかとか、そういうのを爆発物の原料となる物質を販売している業者全てに全国警察で当たって、そういう不審者を見つけて、実際それを端緒によその県では学生が購入をしてつくってるのを発見したという事例もございますので、それは継続的に進めていきたいというふうに考えております。

○山本秀久委員 よくわかりましたけれども、花火なんかね、市場を狙い撃ちするような要素もあるらしいですよ。だから、それを一応頭に入れとかれたらどうかと思いますけれども、それを要望しときます。

もう1つ、いろいろな災害のときに、装備が十分ある、間に合ってるのかどうかということですが、いろんな角度の警備とか、いろんな災害が起きたときの装備なんかは、充実させておられるのかどうかというのが1つ。

○高橋警備部長 災害に関する装備に関しましては、今回、4ページの(5)と(7)にありますが、(7)の大規模災害警備対策費と(5)の中の総合指揮室のリース、これは、幸せ実感推進枠で2,800万いただきまして、今お願いしております、(5)と(7)を合わせますと、御存じのようになかなりの額の装備を充実しているようになっております。

特に今回は、小型油圧ショベル、要するに小型のパワーショベル、さらには救命ボート、救命胴衣など、かなり今回は要求をさせていただいて、充実を図っているところでございます。

今後、不足分につきましては随時要求してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○大西一史委員 関連して。

今、大規模災害のところの小型油圧ショベルとか、私も、それ以前に質問をさせていただいて、現場で救助とか救出捜索をするときに必要だと。ただ、そのとき、人ですよ。運転できるというか、技術、その辺は手当ては大丈夫なんですかね。

○高橋警備部長 同じく、操作できるのには資格がこれ要りますので、その資格を取得するための予算も今回計上させていただいております。

○城下広作委員 9ページのストーカー行為等DV対策の推進で、これは予算が大体10万円ぐらいなんですよ。それで、恐らくストーカー行為とかDVに用心しましょうみたいなポスターか、そういう広報なんかその部分なんですけれども、昨今こういう事件も結構多い、また、いろいろ相談とか警察に駆け込むような分も多いんですけれども、この予算で、大体ストーカー行為の分、ある意味では抑えるという分で、大体どういう内容の部分なんですかね。もう少し何かいろんな手だてとかこういう事業には要るのかなというイメージがあるんですけれども。

○岡生活安全部長 ストーカー事案につきましては、きょうも報道あたりで件数が非常に増加しているということであっておりますけれども、周知はしてあります。ただ、その内容が、ストーカー行為がどういうふうになるのかとか、どういうのがストーカー行為に当たる、そして警察としてどういう措置ができるのか、ストーカー行為を受けた場合は、どういう手当てをしなければいけないのかとい

うような一般の人たちに対する周知とか、そういうような広報啓発を行うというふうに考えております。来庁して、ストーカー行為で警察的な措置にはこうあります、ストーカーとしての保護をするためにはこういう措置がありますから、そういう手だてをとったらいかがですかというような広報啓発も含めて、そういう具体的な内容も含めたところの広報啓発ということでございます。

○城下広作委員 例えば、そういうチラシとかをつくってする分は、大体対象というのは、どういうところにそういうのを配布するとか、どのくらいの印刷物が、どういう内容か、もうちょっと。啓発するものがどういうもので、どういうところに配って、どういうふうに周知をしているというのがわかれば、もう少しちょっと詳しく。

○浦次生活安全企画課長 平成24年2月現在で、ストーカー・DV対策用の広報カード約3,000部を作成しまして、本部の安全相談室及び県内23警察署に配付しております。警察署を訪れた方、相談に訪れた方にそれぞれ配布するというようにしております。

以上です。

○城下広作委員 警察署に訪れる人というのは、なかなか、ストーカーを受けてる人とか——一般の何といいますか、企業とか、ちょっと大きいところとか、県の事務所とかなんかにもうちょっと幅広く置いてたほうが、なかなか警察署にわざわざそれをばっと見にくる、もらいに来るといのはちょっと少ないんじゃないかなと思って、もう少し幅広いところにそういうものを配布したり、手軽にもらえるような感じ、そしたらもっと相談をしようかなという、ちゅうちょしている人に大分救いの手になるんじゃないかと。これはちょっとどうなんですかね。実際、警察署だけ

とかそういうところだけでいいんでしょうかね。

○溝口幸治委員長 これは、知事部局との連携も含めてお答えいただくとわかりやすいかなと思いますけれども。

○岡生活安全部長 ストーカー行為そのものにつきましては、取り締まりという関係で相談とか警察に直接お尋ねに来られる方が多いのかなというふうに承知しております。

ただ、ストーカー行為そのものが、こういう行為はだめなんですよという啓発につきましては、各企業とか、大手の人がいっぱい集まる場所とか、そういうところの啓発活動についても、今後は検討していきたいというふうに思っております。

県とか、学校とか、関係機関とか、そういうところ、こういうことについては、ストーカー行為としてだめですよ、これは人権教育の一つになるのかもしれませんが、そういう広い考え方についても検討させていただきたいというふうに思っております。

○城下広作委員 ぜひお願いしたいと思えます。

○溝口幸治委員長 ほかにございせんか。

○橋口海平委員 9ページの2番の(5)サイバー犯罪なんですけど、学校とかにもいろいろ指導に行ってるかと思っております。子供たちが知らず知らずサイバー犯罪のほうに行っている場合もあるかもしれませんが、これは全部の学校に行ったりするんでしょうか。ここにはちょっと書いてないんですけども、そういう学校との連携とかどのように行っているんでしょうか。

○岡生活安全部長 サイバー犯罪そのものも

でございますけれども、インターネットに係る犯罪被害予防ということで、それにあわせて講話をやっております。ほとんどの学校でやっているということで御承知願えればというふうに思います。

要するに、今県のほうのくらし安全課のほうで条例のほうが上程されていると思いますけれども、違うコミュニティーサイトに行けないような、そういう規制……（発言する者あり）学校裏サイトとか、そちらのほうに行かないようなフィルタリングですかね、そちらのほうの義務的なやつもあわせて指導教養をやっております。それにあわせて、サイバーの犯罪とはこういうことですよということで、あわせて教養もやっているところでございます。

今年度につきましては、周知徹底を、また、これにもあわせて講話をやるときには、そちらのほうも漏れなくやれということで指示はしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 ほかに。

○小杉直委員 黒岩部長に質問しますが、山本委員とか城下委員の装備とかあるいはストーリー予算等々についての質問の中に、お気持ちの中には予算が大丈夫かというふうなお気持ちもあつとじゃなからうかと推察するわけですが、12ページを開いてもらっていいですか。

県警の25年度の予算が約393億ですね。前年が385億。確かに、先ほど赤星課長がおっしゃったように、約7億9,000万、2.1%増というふうになっております。これはもう委員長、副委員長、そして山本委員を含め、この委員会の支援と、また皆さん当局の御努力の成果だろうと思っておりますが、ちなみに教育委員会です、こちらにおる。教育委員会は1,548億なんですよ。だから、教育委員会の1,548

億に対して、県警予算は4分の1と。確かに、それは職員数も4倍ぐらいおられるかもしれぬですけども、比較してみるとそういうものでございます。

それで、いつも警察官増員については、文教治安を中心に、国に要望をしておるわけですが、それでも負担人口は九州一と。そういう中で、刑事部を中心として、85%の重要犯罪の検挙率というふうなことでございますが、昔は、警察は人の手の足らぬことは言うな、金の足らぬことは言うなという一つのプライドを持った時代があったわけですが、今はもうそういう時代じゃなくて、多種多様化、広域化、巧妙化、そして複雑化、そして犯行する相手の増加等々で、やっぱり先立つものの予算というものが要るわけですが、警務部長としては、警察の予算に対して、今後とも増額を要求していくお気持ちがあるや否や、いかがですか。

○黒岩警務部長 今、小杉委員にいろいろ御支援、御指導等を賜りました。

今回の予算につきましては、例えばなんですけれども、東警察署の改修が一段落する前年度よりは減額する中でとか、そういう事情もありながら、このような増額の予算を計上することができたということで、県当局にも非常に御理解をいただけたものというふうに考えてはおります。

ただ、これから、警察事象、さまざまな事象がありますし、人の問題、増員の問題、いろいろあるかと思えます。そういうのをすれば経費も当然かかるということでございます。その部分においては、県民の暮らしの安全、安心に寄与できるように、最大限の努力をします。我々にとっても、もし必要なものであれば、最大限知事部局とお話し合いをしながら、予算を容認していただくという姿勢で臨みたいというふうに考えております。

○小杉直委員 あとは要望になりますが、お話、答弁等、委員会のたびに聞いておきますと、要求した予算の中で一生懸命やるんだというふうな感じを受けます、私は。それはそれで非常に正しい答弁だと思いますけれども、やっぱり給料は削減される中で、犯罪はふえる、実際手が足りない、金が足りないというのが本音の中にあると思いますので、今後の議会に対しても、遠慮なくひとつ予算要求のバックアップをしていただくように要望してきます。

以上です。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 質疑がないようでございますので、これで議案に関する質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第33号、第37号、第41号及び第79号から第84号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第33号外8件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第33号外8件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 御異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。執行部から報告

の申し出が1件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求め、その後に質疑を受けたいと思います。

それでは、北野生活環境課長から報告をお願いいたします。

○北野生活環境課長 生活環境課でございます。

お手元の資料にありますとおり、総務常任委員会で御審議いただく条例の一部改正について御報告申し上げます。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令、以下風営法施行令と申し上げさせていただきますが、同施行令の一部改正に付随する条例改正であります。

まず、1の改正の概要等ではありますが、これにつきましては、本年2月6日、風営法施行令の風俗営業許可申請手数料等に関する標準額、これが改定されたため、条例を改正する必要が生じたものであります。

次に、2の改正の要点でございますが、これは、お手元の資料に、重立った項目として、風俗営業許可申請手数料2万7,000円を2万4,000円など、6項目を上げております。手数料額の改定のみであることから、熊本県収入証紙条例の改正は必要ございません。

最後に、3の条例の施行日につきましては、これは、風営法施行令の一部を改正する政令の施行日に合わせて、平成25年4月1日としております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○溝口幸治委員長 報告が終了いたしました。質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 なしですね。なければ、報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

まず、その他の冒頭に、高校教育課のほうから、先般の地図の取り組みについて御報告をお願いいたします。

○上川高校教育課長 高校教育課では、学習指導要領に示されております領土に関する学習の際、その位置や隣国との距離感を正確に把握させることが重要であるとし、そのため、日本の領域全体が標記された地図が教材として不可欠であろうということで、このたび作成しましたので、御報告をいたします。

お示ししておりますのが、今回作成いたしました地図でございます。国土地理院の協力を得まして、500万分の1の日本地図のデータを提供していただき、それを教育委員会で加工し、作成したものでございます。

それを、県立高校、県立中学、それから特別支援学校高等部の全てのクラス、学級分と学校分、それから各教育事務所、そして、各教育事務所を通して、各市町村教育委員会にも参考までに提供させていただいております。総数1,200部を超える数でございます。来週の中ほどまでには全て配送を終了する予定としております。

今後は、教材として生かしてまいりたいというふうに思います。ありがとうございました。

○溝口幸治委員長 素早い対応ありがとうございました。

それでは、その他に移ります。その他。

○山本秀久委員 これは、ここで言っても関係ないかもしれませんが、私を感じたことで、教育にちょっと関連せやせぬだろうかと思ったから申し上げるけれども、実は今、これは自治省の国の施策だろうと思うけれども、町村は、都会と違って、田舎のほうは町営住宅をつくるんですよ。町営住宅ね。町営住宅をつくったら、芦北なんかはそこそ

こに入った部落が多いわけですよ。そういうときに、町営住宅をつくったら、それは自治省の管轄だと思うけれども、ようわからぬけど、そうしたとき、田舎の同じ町でありながら、若い者は全部町営住宅に入ってしまうわけだ。そして部落は年寄りばかり。

そうしたときに、教育の問題は、全部鍵っ子になってしまっているわけだ、孫たちが全部。そういうときに、町営住宅をつくる金があるならば、おじいちゃん、おばあちゃんと一緒に、老人たちと一緒に住む、同じ町だから、そこに若い者が住んでくれば——町営住宅をつくるだけの金があるなら、若者が両親と一緒に住む、田舎に住むような環境の整備をしてやるような方法はないものだろうか、私はいつも考えるわけですよ。

そうすると、文化がつながるわけですよ、文化が。おじいちゃん、おばあちゃん達と一緒に生活すれば、これはいけないことだよ、これはこういうことだよと言って教えてくれる。そうすると、鍵っ子にもならない。地域の文化もつながっていくだろうと。そうすると、犯罪も——そういうときに、やっぱり家庭的環境の中で育つから、いろんな道徳的な教育も受けられるんじゃないかという感じがするわけだ。

そうすると、土曜日、日曜日になると、町営住宅から15～16分で我が家に帰ってきて、両親たちと週末を過ごしたりするところもあるけれども、ほとんど野良仕事に帰ってくるわけだ、おやじが。そして子供は全部町営住宅におる。ほとんど鍵っ子だ。

だから、老人の介護、福祉の問題も解決するし、教育の問題も、そうやって文化がつながって、鍵っ子にならないで、いろんな家庭的な地域の皆さん方の道徳の精神も生まれるんだということの政策が私は生きてきやしないかと思うわけです。

そうしたときに、教育委員会のほうからでも、そういう政策に対して、少しは国の政策

に対して、文化が通じるような、そういうことを文句言ってもいいんじゃないかなという感じがしてならないわけですよ。

だから、都会と違って、町村の体系を変えてしまっているわけだと私は思うんですよ。そこにちょっと疑問をしておるものですから、ここで取り上げていいものかどうかわからぬだったけれども、教育的に少し関連するような話だったから、その他の中で発言させていただいたということです。

○溝口幸治委員長 今のことはよかですか、誰か。（「答弁しきらぬど」と呼ぶ者あり）ということですので、御意見として。

ほかにございませんか。

○城下広作委員 多分おとといだと思えますけれども、裁判がちょっとあって、例の教員の再任用の部分で、結果的には県のほうがちょっと言い分が通らなかったという部分がありましたけれども、最近再任用を希望する先生が非常に多くて、実質は、狭き門じゃないけれども、なかなか合格とといいますか、採用されることが難しいと。だけど、ある一定の基準で当然選ばれているんですね。やっぱりだめな人がいるんですね。

それが、ちょっと今後新たにたくさん落ちるということで、この間の裁判の影響とか、そんな心配はないのか。多分また同じような形で、やっぱり不服とか異議申し立てみたいな形の動きがあるのか、ないのか。その辺を、今後の部分で何か影響するのかということちょっと確認したいなと思ひまして。

○柳田学校人事課長 何らかの影響はあるかなというふうに思っています。ちょうど年金との関係で、国家公務員の場合が、再任用を義務化するという、を法律化するという動きがありましたけれども、結果的には今延長されておりますけれども、実際には、来年度、

25年度末で退職される方から60歳、これまで年金の一部が出ていたのが61歳ということになるので、60歳でやめたら収入が全く入らない時期を迎えるんです。

そういうこともありまして、国がどうするのか、その動きを注視しておるところです。ですから、今の再任用制度自体も、見直しといたしますか、検討しなきゃいけない時期に来ていることは間違いありません。

○城下広作委員 それで、今の段階では、国の動向を見て様子を見らないかぬから、結果的にはふるい落とすという手法をとらざるを得ない。だけど、そのときに、いわゆる一般の試験と違って、点数制で何点が合格とかで線引きが難しいものだから、この人は適格、この人は適格じゃないという総合評価みたいなものだと思うんですよ。その基準が、ある程度見えるかというか、よく第三者が見ても納得するような形でやらないと、なかなかそれが、逆に言えば、自分の評価が過少だ、過大だというように、同じように思う人が出てくるだろうと。

結果的には、この裁判を通して、自分もまたじゃあちょっと異議申し立てしようかなというふうにならないかなとちょっと心配なものだから、ここはよくその基準というか、その辺をよく皆さんしっかりしとかなないと、第2、第3、同じような感じで、ばんばんあ自分もやろうかなというようになれば、ちょっと混乱するかな。これを心配しているから、今後よく考えていただきたい。

特に、落ちる方が多いと聞いているものだから、大変大事な問題かなと思って、一応確認をさせていただきました。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○小杉直委員 委員長、副委員長の御配慮に基づいて幾つか質問させていただきました

が、名残惜しいですから、またさらに教育委員会に1つ質問、要望を1つ、県警に質問を1つと要望を1つ。

教育委員会のほうに行きますが、12日に、文部科学省が、体罰と懲戒を区分することを全国の各都道府県教育委員会に今週中に通知すると発表しておりますが、その点は来ましたか。

○上川高校教育課長 御質問のありました体罰に関する通知文でございますが、3月13日付で本課にも届いております。

○小杉直委員 なら、それを現場にはどういうふうな形で今後流す予定ですか。

○上川高校教育課長 その中には、特に委員おっしゃいましたように、懲戒と体罰の区別について、文科省の見解が述べられておりますので、もちろん、いかなる場合も体罰は許されないということを大前提に、特に今回は具体的な事例も挙げてありますので、通知文を送付する際には、本課でもそれを取りまとめまして、わかりやすく通知をしたいと。

その後、校長会議等でもしっかりと周知を図って、大切なことは、一人一人の教員が、体罰では決して正常な倫理観を養うことができず、むしろ暴力による解決への志向を助長させるだけであるという通知文の中の一節等を、一人一人の教職員がしっかりと理解をしながらも、なおかつ、決して萎縮することなく、毅然とした指導ができるような、そういう指導をしてまいりたいというふうに思っております。

○小杉直委員 新聞記事がここにありますが、許される懲戒について、従来の事例と新しく盛り込んだ事例が新聞に載っておりますが、どうかひとつ、現場に徹底するときには、許される懲戒、それも徹底してひとつ指

導されるようにお願いしときますな。

そして、教育委員会には、もう1点ですが、先ほど、日本地図の沖縄・尖閣諸島まで一緒に新しい地図をつくっていただいて、ありがとうございました。これは、溝口委員長の発議でそういうふうなことになった次第でございますので、溝口委員長にお礼を申し上げます。

次は、県警についてお尋ねですが、きのう、広島江田島で、中国人による2人死亡、6人大けが等々8人の死傷事件、もう1名ぐらい場合によっちゃ亡くなる方がふえるかもしれません、そういう悲惨な中国人による事件がございました。

数年前は、熊本県の植木でもあったような記憶がいたしますが、先般、中国人による大がかりな偽装結婚事件を組対課を中心に摘発されたと報道でなされておりましたが、彼たちの大がかりな偽装結婚の目的というのは何だったんでしょうかね。どなたか、組対課でも……。

○堀江刑事部長 捜査の関係では、やはり稼ぎが、日本で稼ぎたいという。収入格差がまだございますので、そういったものが根底にはあるんだと思いますけれども、そこにやはり日本人のブローカーが介在して、そこで金を稼ぐといった構造が——昔から検挙は何回かありますけれども、やはりそういったものは連綿としてやっぱりまだ残っているというのがほとんどですね。我々も、そういったところに今回目をつけまして大がかりな検挙をやったわけでございますけれども、今後も、そういったところに気を配りながら、そういったことがないように検挙をしっかりとやっていきたいと思っております。

○小杉直委員 我が国を取り巻く安全保障問題は、御承知のとおり非常に厳しい環境にあって、さっき教育委員会に評価したような日

本地図のあり方というのは、領土、領海の教育の強化に非常につながるわけですが、一方では、国内の中国人を含めた外国人犯罪が増加する傾向ということは承知しておりますので、引き続きの取り締まりをお願いしときます。

最後の要望ですが、これは委員長がおっしゃるかもしれませんが、生活安全部長の岡部長、刑事部長の堀江部長、警備部長の高橋部長、交通部参事官の飯田参事官、長い間の安全、安心の治安のための御努力に御慰労と敬意を表して、これを要望にかえます。御苦勞さんでございました。

以上です。

○溝口幸治委員長 ほかに。

○大西一史委員 何となく終わりそうな雰囲気の中で、ちょっと申しわけない。

今、小杉委員のほうからお話があった例の文科省の通知、私も国からちょっととってここに持っていますけれども、私も、体罰問題、今回一般質問で聞かせていただきましたけれども、やっぱりこれは、本当に現場では、いろいろ、どこまでがどうかというこの境界というのは非常に難しいというのは、これは先生方の間でもある。

生徒のほうでも、私が体験したことも含めて、知事も打たれたということですから、記事にもなったとおりですが、これにある体罰ということと認められる懲戒と正当な行為と3つに大きく分類して、それぞれかなり細かく書いてあるんですけども、こういうことは、先生だけ、教師だけに共有するんじゃないで、保護者とか、それからやっぱり実際に児童生徒にも、こういうことなんだぞと、だからこういうルールにのっとって学校というのは動いていくんだよという、ある意味では秩序をきちっと示すということがやっぱりこういう問題で深刻化させないことだろうと

私は思います。

だから、小杉委員がおっしゃったとおり、やっぱりどこまで——何もかも先生が手出さないというのは、本当に秩序が——そういう意味では、手を出すというのは、体罰を加えるという意味じゃなくて懲戒という意味で、何にもできないよというのは、やっぱりそれはいけない。

だから、それはみんなが共通認識を持つようにしなければいけないというふうに思いますので、その点は、ぜひ、この通知をもとに広報周知をする場合は、教師とか学校現場だけで終わらないようにしていただくということが一番重要かと思しますので、それはお願いをしておきます。

それと、もう1点質問で、教育委員会のほうに過去にこの委員会で質問させていただいたんですが、学校現場に防犯カメラをできるだけつけて、山形あたりでもやっているけれども、やるようにということで、いろんな犯罪とかも起きてますし、そういう不審者が侵入したりとか、あるいはそういう事件、そういうものに巻き込まれないためにも、防犯カメラの必要性があるということですが、その辺は今後検討するというので、その前の状況というのをちょっと教えていただきたいということです。

○柳田学校人事課長 私のほうから御説明します。

委員のほうから、そういう御提案もありましたものですから、平成25年度から、警備費の中に打ち込んで、そういうものを入れるようなことを考えてみませんかということで、事務長会でこちらからそういう提案をしました。

これまで、済々黷初め4校しか入ってなかったんですけども、新たに7校から手が挙がってきてまして、25年度からは、合わせて11

校で防犯カメラを県立については入れることにいたしております。

また、引き続き、その状況も提案しながら、ほかの学校にもその効果等をアナウンスしていきたいというふうに思っております。

○大西一史委員 今の点は、少しふえたということで、その点は、また引き続きほかの学校でも充実をさせていただきたいということと、これは、県立学校だけではなくて、義務制のやっぱり小学校、中学校あたりというのも防犯上の観点から非常に大きいというふうに思いますので、その辺もあわせて徹底していただくようお願いをしておきます。

以上です。

○柳田学校人事課長 済みません、11校と言いましたけれども、1校がダブっておりますので、10校でございます。済みません。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、陳情書が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これもちまして本日の委員会を閉会いたします。

午後1時45分閉会

○溝口幸治委員長 本年最後の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

この1年間、山口副委員長を初め、委員の皆様方、そして田崎教育長、西郷本部長を初めとする職員の皆様方には大変お世話になりました。おかげさまで、無事きょう終了することができました。なかなか力不足で、思うような審議時間の確保だとか進行がうまくいきませんでしたけれども、皆様の協力により

まして無事に終わることができました。本当にありがとうございました。

また、本日、退職される方については、今小杉先生のほうから御紹介ありましたけれども、長い間お疲れさまでした。また、健康に留意されて、今後も県政発展のために御尽力いただきますように、心からお願いを申し上げます。

1年間通していろいろな議論をさせていただきましたけれども、きょうも本部長の謝罪から始まりましたが、そういった案件や、教育委員会の中でも、いじめ、不登校、あるいは体罰の事案がいろいろ上がってきます。

特に、教育委員会の場合は、そうやって全国でいろいろなことがあると調査に取りかかるということになってはいますが、きちっとした数字が上がってくるというシステムが熊本県の中では確立されておりますので、非常に文部科学省からも高い評価を得ているというふうに聞いております。

一部やっぱりマスコミの報道とかで、そういうものに注目してこの中で議論をしがちですが、私が教育現場やあるいは警察の現場の方と話すと、多くの案件については、問題があっても、きちっと対応をして未然に防止ができたり、早期発見、早期対応といえますか、そういったことができてる事案のほうが数はもっと多いわけですし、そういったことができる職員さんが、教育庁の中にも、そして警察本部の中にもたくさんいらっしゃるということを、我々は忘れてはいけないんじゃないかというふうに考えております。

いよいよ議会が終わりますと、もう警察本部のほうでは異動の内示があつてるところでございますし、教育委員会のほうでも異動があるかと思えます。それぞれ新天地でお仕事をなさる方もいらっしゃるかと思えますが、自信を持って、そして、熊本県の職員として誇りを持って頑張ってくださいというふうに思っているところでございます。

1年間皆様方にはお世話になりましたことを心から感謝申し上げまして、御挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

山口副委員長からも一言御挨拶をお願いいたします。

○山口ゆたか副委員長 皆様お疲れさまでした。片や治安、片や教育という国家の大事な施策の推進を、こうやって県政を通じてやっていただいている皆様に、改めて感謝したいと思います。

来年からは、ちょっと違う分野に参りますけれども、応援できることも多々あると思いますので、しっかりとやってまいりたいというふうに思っております。

溝口委員長におかれては、このような今後引き継ぎができるのだろうかというふうに感じるところでありましたが、今回の1年間の委員会運営を通じてすごく勉強させていただきました。

今後とも、皆様とともどもに、県の発展に向けて頑張ってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

本日はありがとうございました。（拍手）

○溝口幸治委員長 これをもって終了いたします。ありがとうございました。

午後1時48分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

文教治安常任委員会委員長